

第1節 地震に強いまちづくり

全 課

第1 基本方針

町内における構造物・施設等について、町は、防災基本計画の基本的考え方を踏まえ、耐震性の確保を図るとともに、地域の特性に配慮しつつ、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、建築物の安全性、ライフライン施設等の機能の確保等、地震に強いまちづくりを行う。

また、地震防災施設の整備に当たっては、大規模地震も考慮し、効果的かつ重点的な予防対策の推進を図るとともに、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮する。

第2 計画の内容**1 地震に強い町土づくり**

(1) 総合的計画策定上の配慮

総合的・広域的な計画の作成に際しては、地震災害から郷土及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。

(2) 基幹的都市施設整備上の配慮

基幹的な交通・通信施設等の整備に当たっては、各施設の耐震設計やネットワークの充実などにより、大規模災害時の輸送・通信手段の確保に努める。

(3) 土地保全機能の維持増進

土砂災害対策の推進及び森林育成などによる地域の土地保全に努め、公益的機能の維持増進を図るとともに、構造物、施設等の耐震性に十分配慮する。

(4) 効果的、効率的な地震対策の推進

地域の特性を踏まえた被害想定に基づく減災目標を策定し、関係機関、住民と一体となった、効果的、効率的な地震対策に努める。

2 地震に強いまちづくり

町は、次の計画により地震に強いまちの形成、建築物の安全化、ライフライン施設等の耐震化に配慮したまちづくりを推進する。

(1) 地震に強いまち構造の形成

ア 避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。

イ 幹線道路、公園、河川など骨格的な基盤整備及び市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震、不燃化等により、地震に強いまち構造の形成を図る。

なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。

ウ 不特定多数の者が利用する施設等における安全確保対策及び災害時の応急体制の整備、利用者への情報伝達体制・避難誘導體制の整備を強化する。

(2) 建築物等の安全化

町は、「小布施町耐震改修促進計画（Ⅲ期）令和3年4月」等に基づき、町内の建築物の耐震性能の確保を推進する。

ア 不特定多数の者が利用する建築物並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な建築物について、耐震性の確保に特に配慮する。特に、防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努める。

イ 住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。

ウ 既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に実施する。

エ 建築物の付属物の落下対策及びブロック塀等の安全化等を図る。

オ 災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、災害時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

カ 指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

(3) ライフライン施設の機能の確保

ア ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、電気、ガス、通信サービス等のライフライン施設等の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進める。

イ 関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備を図る。

ウ コンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講ずる。

エ 今後、町内の小・中学校に緊急貯水槽の設置を検討し、設置した際には緊急給水拠点として位置づけることとする。

(4) 地質、地盤の安全確保

ア 施設の設置に当たっては、崩落、軟弱、液状化等による災害の発生を防止する対策を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図る。

イ 個人住宅等の小規模建築物についても、耐震補強を促進するとともに、地質・地盤に対応した基礎構造等について普及を図る。

ウ 大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップの作製・公表に努めるとともに、安全性の把握及び宅地の耐震化を実施するよう努めるものとする。

(5) 危険物施設等の安全確保

危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的実施等を促進する。

(6) 災害応急対策等への備え

- ア 被災時の対応を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上を図り、人的ネットワークの構築を図る。
- イ 指定緊急避難場所、指定避難場所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図る。
- ウ 防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置づけ、その機能強化に努めるものとする。
- エ 県、市町村との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。
また、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。
- オ 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。
- カ 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。
また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。
- キ 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。
- ク 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。
- ケ 大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。
- コ 平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

第2節 情報の収集・連絡体制計画

総務課 企画財政課

第1 基本方針

災害時には各機関ができる限り早期に的確な対策を行うことが求められるところであり、そのためには迅速、確実な情報の収集が必要である。

町は、県、周辺市町村、関係機関等を結ぶ情報収集・連絡体制の整備、その情報を伝達する通信手段の整備・多ルート化等を進めるとともに、防災関連情報の収集蓄積・データベース化に努め、災害危険性等について住民に周知する。

第2 計画の内容

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

被害状況の把握及び被害調査は、本編第2章第1節「災害情報の収集・連絡活動」によるが、被災時のあらゆる状況に対応ができるよう、諸状況に応じた情報ルート、担当者・目標時間等をあらかじめ定めておく。

(2) 訓練の実施

町は、円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施する。

(3) 情報通信拠点のネットワーク化

町は、学校、公民館等を地域の情報通信の拠点とした町内情報ネットワークの整備について研究し、被災時には災害対策本部、指定緊急避難場所、指定避難所、医療機関をネットワーク化し、正確でわかりやすい情報を提供できるよう努める。

(4) 情報収集・伝達システムの整備

ア 町は、総合的な情報収集を行うため「モニター情報制度」の設置について研究する。

イ 町は、情報収集手段としてインターネットの活用を図る。

ウ 町は、雨量情報、土砂災害警戒情報及び長野県河川砂防情報ステーションにおける土砂災害危険度などの情報収集に努める。また、県、住民と連携し、土砂災害に関わる異常な自然現象を察知した場合の情報相互伝達体制の整備に努める。

エ 町は「長野県防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化に努めるものとする。

オ 災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。

2 情報の分析整理

町は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集蓄積に努めるとともに、インターネット等の活用による災害情報等の共有化、住民への周知を図る。

また、これらの蓄積情報をベースに、情報分析要員等の育成・活用等を図り、被害予測や的確な初動体制の確立等の災害対策への活用を図るほか、総合的な防災情報を網羅した防災マッ

プを作成する。

また、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

3 通信手段の確保

(1) 町防災行政無線による情報伝達

町は、移動系防災行政無線及び同報系防災行政無線（第5編資料編2-1）による地域住民への情報伝達を行い、情報伝達体制の強化を図る。

また、職員の無線装置操作の訓練、講習等を行うとともに、点検整備の実施により、円滑な通信の確保を図る。

(2) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）

J-ALERT（防災行政無線を利用したサイレン吹鳴、音声放送により、国が直接住民に緊急情報を伝達することができるシステム）の運用方法やシステムの仕組み等について、庁内及び住民に周知を図る。

(3) 災害情報共有システム（Lアラート）

Lアラート（町など災害関連情報の発信者と各種のメディアとの間で、災害などに関する情報を効率的に共有するシステム）の運用方法等について習熟し、効果的な活用に努める。

(4) 災害時優先電話

町は、災害時における緊急を要する場合の通信連絡を確保するため、あらかじめ東日本電信電話㈱長野支店長に対し、災害時優先電話の承諾を受けておく。

(5) アマチュア無線局の協力体制構築

町は、アマチュア無線局の協力により、情報の提供が得られるシステムを構築する。

(6) 新たな災害時通信網の整備

町は、衛星携帯電話、MCA移動無線、公共安全LTE（PS-LTE）等の移動系の応急対策機器の整備に努める。また、NTT等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟し、また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図るほか、長野県防災情報システムを利用し、被害情報等の共有に努める。

(7) 通信機器の停電対策

町は、防災行政無線、消防無線等の非常通信施設の設置に当たっては、停電に備え、非常用電源の確保を図る。

(8) 各携帯電話会社の緊急速報メールサービス

町は、ホームページ等を活用し、災害時に町域内にいる住民等に災害・避難情報を配信する各携帯電話会社の緊急速報メールサービスについて周知する。

町内で配信されるメールサービス

<p>緊急速報「エリアメール」</p>	<p>NTTドコモが提供する災害情報配信サービスで、気象庁の緊急地震速報などが発信されると、NTTドコモのメールセンターを経由して、被災のおそれのあるエリア（最小単位は市町村）に一斉配信される。</p>
<p>緊急速報メール</p>	<p>KDDI（au）及びソフトバンクが提供する災害情報配信サービスで、気象庁が配信する「緊急地震速報」や、国・地方公共団体が配信する「災害・避難情報」などが、対象エリアに一斉配信される。</p>

(9) 行政防災無線戸別受信機

町は、災害時の緊急放送やお知らせなどの情報を住民に確実に伝達するために、戸別受信機を全世帯に設置し、緊急連絡体制の強化に努める。

第3節 活動体制計画

全 課

第1 基本方針

地震発生時において、迅速かつ円滑な応急対策を実施するためには、事前の活動体制の整備が重要となる。

このため、町は、職員の非常参集体制の整備とその必要に応じた見直し、応急活動マニュアル・防災関係組織の整備、防災会議の設置等、災害時における活動体制の整備を図る。また、災害対策の拠点となる公共施設の安全性の確保、代替施設の確保等、災害時の防災中枢機能の確保を図る。

第2 計画の内容

1 職員の非常参集・活動体制の整備

職員を災害発生初期からできるだけ早急かつ多く必要な部署に動員配備させることは、応急対策を迅速かつ的確に実施していく上で、極めて重要である。

町は、職員が災害発生後速やかに配備につき、職務に従事・専念できるよう、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、次の対策を推進する。（動員配備体制については、本編第2章第2節「非常参集職員の活動」参照）

(1) 非常参集体制の整備

災害発生のあるゆる事態に際し、迅速な対応が図れるよう、職員の非常参集の体制を整備し、また必要に応じて見直し、常に体制の充実に努める。

その際、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討する。また、通勤時間外においても迅速な対応ができる体制とする。

(2) 応急対策活動マニュアルの作成等

災害時に講ずべき対策等を体系的に整理した、応急対策活動マニュアル等（「小布施町災害時職員行動マニュアル」平成28年4月）を整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図る。

(3) 応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。

2 町防災会議の設置

広域的な地域にわたって被害をもたらす地震災害に対しては、各組織の防災体制の整備とともに組織間の応援協力体制が重要となる。

町は、災害対策基本法第16条及び小布施町防災会議条例（第5編資料編16-1）に基づき、町防災会議を設置し、地域特性及び地域の災害特性に対応した地域防災計画の策定及び修正を行い、その実施を推進する。

3 防災関係機関との連携体制の整備

町は、災害時に迅速かつ円滑な防災組織相互の情報収集・連絡が行えるように、次の対策を進める。

(1) 防災関係機関との協力体制の確保

町及び防災関係機関は、防災に関する情報交換を日ごろから積極的に行って、防災組織相互間の協力体制を充実させる。

(2) 通信体制の総点検及び非常通信訓練の実施

町及び防災関係機関は、災害時の通信体制を整備するとともに、毎年、通信体制の総点検及び非常通信訓練を実施する。

(3) 発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

4 防災中枢機能等の確保

災害時に応急対策の中心的役割を果たす役場庁舎等の公共施設、設備については、災害に対する安全性の確保等に努める必要がある。

また、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含めた自家発電設備、LPガス災害用バルク等の燃料貯蔵設備の整備や、通信途絶時に備えた衛星通信の整備等非常用通信手段の確保が必要である。

さらに、町は、施設の点検、補強等を実施するほか、施設使用不能時に応急対策の中心となる代替施設の確保を図る。

5 複合災害への備え

町は、同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる状況の発生可能性を認識し、備えを充実させる。

災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行う対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定める。

6 業務継続性の確保

町は、災害時の災害応急対策等の実施や、優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図るため、次の対策を推進する。

(1) 災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等（「小布施町業務継続計画BCP」平成29年7月）により、業務継続性の確保を図る。

(2) 実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行う。

- (3) 災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替施設の特典、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

7 NPO・NGO等との連携

大規模災害時には、行政による被災者支援には限界があることから、NPO・NGO等の市民セクターや企業など、様々な民間団体による被災者支援に大いに期待するところである。

そのため、民間団体からの支援を迅速かつ有効に活用できるよう次により連携体制の構築に努める。

- (1) 町は、県と連携し、災害時における民間団体からの支援の在り方やNPO・NGO等との連携体制の在り方について検討する。
- (2) 町は、県と連携し、国内の主要な災害ボランティア団体と行政・企業との連絡窓口となるNPO・NGO等との連携体制の構築に努める。
- (3) 社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。

8 自衛隊との連携

町は、日頃から自衛隊と密接な関係を構築しており、自衛隊関係者の防災会議への参加など連携を図っている。平成29年度からの防災対策の重点方針として、自主防災会の強化、自主防災会連絡協議会の創設、いざという時の避難という3本柱を掲げていることから、これら施策の具現化のために自衛隊との連携・強化を図る。

- (1) 連絡体制の整備

災害時における自衛隊への連絡体制について、あらかじめ定めるよう努める。
- (2) 防災訓練の実施

災害時に自衛隊と連携することを想定し、自衛隊と協力して住民が参加できる訓練の実施に努める。
- (3) 住民に対する啓発活動等

住民向けの防災研修会等を開催し、防災対策への理解を深めるとともに、意識の向上に努める。

第4節 広域相互応援計画

総務課

第1 基本方針

町は、災害時において、その規模及び被害の状況から、町のみでは十分な応急・復旧を実施することが困難となった場合には、長野県市町村災害時相互応援協定、長野県消防相互応援協定に基づき協力して迅速かつ円滑な対応、復旧活動を実施する。

また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。

第2 計画の内容

1 相互応援協定の締結等

町は、平常時から防災関係機関等と協議し、必要に応じて相互応援協定等を締結するとともに、防災関係機関による応援が円滑に行えるよう、活動拠点を確保する。現在、締結済みの協定は、次のとおりである。※令和5年4月現在、協定件数 43件

15-1 国・県・市区町村との協定（6件）

	協定の名称	締結年月日	協定先	協定内容	第5編資料編
1	災害時の情報交換に関する協定	平成24年12月28日	国土交通省関東地方整備局長、北陸地方整備局長	災害時における各種情報の交換等	15-1-1
2	長野県市町村災害時相互応援協定書	平成8年4月1日	長野県内の市町村	物資等の提供及びあっせん、人員の派遣等	15-1-2
3	中野市・小布施町防災相互応援協定書	昭和61年6月2日	中野市	千曲川右岸北岡堤防の監視業務及び災害時の応援職員の派遣等	15-1-4
4	小布施町と墨田区との防災相互援助協定書	平成8年5月1日	東京都墨田区	災害応急対策用物資及び資器材の供給援助、職員の派遣、被災者収容施設の提供	15-1-5
5	長野広域防災拠点施設に関する協定	平成元年7月1日	長野県	大規模災害時に広域防災拠点となる施設の開設・運営等	15-1-6
6	千曲川河川事務所と小布施町における防災情報ネットワークに関する協定書	平成27年3月31日	国土交通省北陸地方整備局、千曲川河川事務所	千曲川における光ケーブル等ネットワークを活用した情報の共有化等	15-1-7

15-2 消防に関する協定（1件）

	協定の名称	締結年月日	協定先	協定内容	第5編資料編
1	長野県消防相互応援協定書	平成8年2月14日	長野県内の市町村等	消防・救助・救急 応援及びその他の 応援	15-2-1

15-3 公共的機関・団体等との協定（23件）

	協定の名称	締結年月日	協定先	協定内容	第5編資料編
1	災害時の医療救護活動に関する協定書	平成8年6月27日	(一社)須高医師会	医療救護班の編成・派遣による医療救護活動	15-3-1
2	災害時における応急生活物資の供給等の協力に関する協定書	平成15年10月1日	小布施町商工会	食糧、衣類等の応急生活物資の供給等	15-3-3
3	災害時における応急生活物資の供給等の協力に関する協定書	平成15年10月1日	生活協同組合コープながの	食糧、衣類等の応急生活物資の供給等	15-3-4
4	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書	平成24年11月22日	ながの農業協同組合(須高農業協同組合)	応急生活物資の供給等	15-3-5
5	災害時における小布施郵便局と小布施町の協力に関する協定書	平成10年12月25日	小布施郵便局	災害が発生し、又は発生する恐れのある異常な現象を発見した場合の情報提供、管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供等	15-3-6
6	災害時における燃料等の供給協力に関する協定書	平成24年11月22日	小布施町石油商組合	ガソリン、軽油、オイル、混合油、灯油及び重油の供給協力	15-3-7
7	災害時における救援物資輸送に関する協定書	平成24年11月22日	北信地区輸送協議会	食糧、生活必需品等の輸送	15-3-8
8	災害時におけるし尿収集業務に関する協定書	平成24年11月22日	長野県環境整備事業協同組合	し尿収集運搬業務応援	15-3-9
9	災害時における民間賃貸住宅の提供支援に関する協定書	平成24年11月22日	(一社)長野県宅地建物取引業協会長野支部	民間賃貸住宅の提供支援	15-3-10

	協定の名称	締結年月日	協定先	協定内容	第5編資料編
10	災害時における電気設備等の復旧に関する協定書	平成24年11月22日	長野県電気工業事業工業組合 須高地区	電気設備等の復旧活動等	15-3-11
11	災害時における公共施設の応急復旧等に関する協定書	平成24年11月22日	小布施町建設防災支援会	道路等の応急復旧作業等	15-3-12
12	災害時における公共施設の応急復旧等に関する協定書	平成24年11月22日	小布施町建設友の会	道路等の応急復旧作業等	15-3-13
13	災害時における公共施設の応急復旧等に関する協定書	平成24年11月22日	小布施町建隆会	道路等の応急復旧作業等	15-3-14
14	災害時におけるLPガスの供給協力に関する協定書	平成25年11月18日	長野LP協会 長野支部、 (一社)長野県LPガス協会	LPガスの供給協力	15-3-15
15	災害時における応援協力に関する協定書	平成29年11月13日	長水生コンクリート事業協同組合	消火用水及び資材用砂・砂利等の供給、所有する重機（オペレーター付）の提供、所有する無線車による連絡網の確保、所有する工場敷地の提供等	15-3-16
16	災害時における応急危険度判定の協力に関する協定書	平成30年9月27日	長野県建築士会須高支部	避難施設等の応急危険度判定の実施	15-3-17
17	災害時における石油燃料の供給等に関する協定書	令和2年12月7日	長野県石油協同組合及び長野県石油協同組合北信支部	ガソリン、軽油、オイル、混合油、灯油及び重油の供給協力	15-3-18
18	小布施町と独立行政法人国立高等専門学校機構長野工業高等専門学校との防災まちづくりに関する協定書	令和2年8月1日	独立行政法人国立高等専門学校機構長野工業高等専門学校	防災まちづくりに関する総合的研究等	15-3-19
20	災害時における応援協力に関する協定書	令和2年10月1日	一般財団法人日本笑顔プロジェクト	障害物除去等の作業等	15-3-20
21	水道水質検査委託契約に係る合意書（災害時等における水質検査及び研修）	平成13年7月3日	長野市薬剤師会	災害時等における水質検査及び研修	15-3-21

22	災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書	令和4年7月1日	社会福祉法人 小布施町社会 福祉協議会	小布施町災害ボラ ンティアセンター の設置・運営	15-3-22
23	災害時における社会福祉施設等の指定福祉避難所に関する協定書	令和5年4月1日	社会福祉法人 小布施町社会 福祉協議会	指定福祉避難所の 設置・運営	15-3-23

15-4 民間企業との協定 (13件)

	協定の名称	締結年月日	協定先	協定内容	第5編資料編
1	災害時における「ケーブルテレビ放送並びにインターネットでの情報伝達」に関する協定書	令和2年10月1日	(株)Goolight	町民への情報提供	15-4-1
2	災害時における電気の保安に関する協定書	平成24年11月22日	(一財)中部電 気保安協会長 野支店	電気の保安	15-4-2
3	災害時における仮設トイレ設置業務に関する協定書	平成24年11月22日	(株)環境クリ エーション	仮設トイレ設置業 務	15-4-3
4	災害時におけるメッセージボード搭載自動販売機の運用及び協力に関する協定書	平成24年11月22日	北陸コカ・コ ーラボトリン グ(株)	町民への災害情報 提供及び災害時の 飲料等の供給	15-4-4
5	災害時における物資供給に関する協定書	平成29年8月24日	NPO法人コ メリ災害対策 センター	シート・ロープ等 作業関係、毛布・ タオル等日用品 等、飲料水関係、 冷暖房機器等、電 気用品等、トイレ 関係等	15-4-5
6	災害時における相互協力に関する協定書	令和元年8月1日	中部電力パワ ーグリッド株 式会社長野営 業所	電力の確保等につ いて、相互連携・ 協力を図る	15-4-6
7	災害時における公共施設応急対策業務に関する協定書	令和2年9月1日	株式会社カン バーランド・ ジャパン	トレーラーハウスの提供等	15-4-7
8	災害に係る情報発信等に関する協定	令和2年3月9日	ヤフー株式会 社	情報をヤフーサー ビス上に掲載等	15-4-8
9	災害時における資機材のレンタルに関する協定	令和2年3月26日	株式会社ダイ ワテック	ソーラーシステム ハウス、バイオト イレ等の提供	15-4-9
10	災害時における相互協力に関する協定書	令和2年6月18日	東日本電信電 話株式会社	救助活動に必要な なる拠点への電気 設備の提供等	15-4-10

11	電気自動車を活用した脱炭素社会の実現と災害対応強化に係る連携協定	令和3年2月17日	日産自動車株式会社、長野日産自動車株式会社、日産プリンス長野株式会社	電力不足が想定される避難所等への電気自動車から電力供給等	15-4-11
12	災害時における物資輸送等に関する協定書	平成31年1月16日	ヤマト運輸株式会社	貨物自動車による物資輸送等の支援協力	15-4-12
13	災害時における千曲川右岸堤防の大型土のう設置に関する協定書	令和3年8月5日	須高建設株式会社	千曲川右岸堤防の大型土のう設置協力	15-4-13

2 相互応援体制の整備

(1) 町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制整備に努める。特に庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。

その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

(2) 町は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。

(3) 町は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、災害時における円滑な活用の促進に努める。

3 その他町内企業及び団体等との協力体制の整備

町内企業及び団体においては、それぞれが定める防災計画等により、自衛消防組織の結成等の防災対策を実施するものであるが、町は、必要に応じてこれらと平常時から協議を行い、災害時の協力体制の整備を図るとともに、町が実施する防災訓練にも積極的な参加を呼びかけていく。

第5節 救助・救急・医療計画

第1 基本方針

町は、救助・救急用資機材の整備、医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達体制の整備を図るとともに、医療機関、医薬品備蓄施設及び消防本部等の災害対応機能の強化を図る。また、医療機関の被害状況、患者受入れ状況及び活動体制等について、関係機関が把握できるよう須高地域災害時医療救護活動マニュアルに基づき連絡体制の整備を行う。

第2 計画の内容

1 救助・救急体制の整備

(1) 救助・救急用資機材の確保

町は、救助・救出活動等に必要な資機材の備蓄を図るとともに、災害時に備え、維持・補修に努める。

(2) 地域救助・救急拠点の整備

町は、消防団詰所等に、救助・救急用資機材の配備を行い、消防団、自主防災組織を中心に地域住民の協力を得て、発災初期の救助、救急活動を行うことのできる体制を整備する。

また、平常時から地域住民に対して、救助方法及び応急手当等の指導や定期的な訓練を実施し、地域での救助・救出体制を強化する。

2 災害時医療体制の整備

(1) 初期医療体制

ア 医療救護班派遣体制の整備

(ア) 町は、災害時の負傷者の応急医療に対応するため、須高医師会と締結している協定（資料15-3-1）及び須高地域災害時医療救護活動マニュアルに基づき、医療救護班の派遣体制を整備する。

(イ) 町は、大規模災害等に際し、日本赤十字社長野県支部への医療救護班の派遣要請等の事態に備え、須高地域災害時医療救護活動マニュアル及び災害時の医療救護活動に関する協定書の記載内容等について、あらかじめ関係機関との調整を図る。

イ 救護所設置体制の整備

災害時、速やかに救護所を健康福祉センターに設置するとともに、現地や指定避難所等への臨時救護所の設置にも備える。

(2) 後方医療体制の整備

町は、災害拠点病院に指定されている長野赤十字病院を中心とした地域的な災害時医療体制により、初期医療では困難な重傷者等の高度医療に対応する。

(3) 医療用資機材等の備蓄・調達

ア 現況の備蓄・調達体制

町は、県が指定した災害用医薬品について、須高医師会、須高歯科医師会、須高薬剤師

会、県を通じた備蓄（流通による備蓄を含む）調達体制を整える。

また、県では、初期医療用医薬品の常時備蓄を行っているほか、日本赤十字社長野支部、長野県医師会、長野保健福祉事務所等の関係機関において備蓄を行っていることから、その利用について調整を図る。

イ 備蓄・調達実施計画の策定

町は、今後、医師会や歯科医師会、薬剤師会の協力を得て、県が備蓄する災害用医薬品の利用を考慮した上で、町において常時備蓄・調達を図るべき医薬品の内容・数量等を定めて備蓄・調達目標を設定し、医療関係機関等の協力により備蓄調達体制を推進する。

3 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備

(1) 町消防計画における救助・救急活動の充実

町は、大規模地震災害等集団災害時の救助・救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、次に掲げる事項に留意して、町消防計画における救助・救急計画を作成する。

ア 出動区分及び他機関への要請（ヘリコプターを含む）等

イ 最先到着隊による措置

ウ 現場指揮本部の設置基準、編成、任務等

エ 応急救護所の設置基準、編成、任務等

オ 各活動隊の編成と任務

カ 消防団の活動要領

キ 通信体制

ク 関係機関との連絡

ケ 報告及び広報

コ 訓練計画

サ その他、必要と認められる事項

(2) 消防機関・医療機関相互の連携強化

ア 災害時に医療施設の診療状況等を迅速に把握するため、広域災害救急医療情報システム（EMIS）の整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行う。

イ 町は、傷病者の移送について、医療機関の連携がとれるよう須高地域災害時医療救護活動マニュアルに基づき関係機関を交えた調整を行う。

また、近隣市町村に所在する消防機関、医療機関への協力要請方法についても、事前に定めておく。

第6節 消防活動計画

総務課 消防署

第1 基本方針

町は、大規模地震発生時において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるように、消防力等の整備及び活動体制の整備等について、あらかじめ計画を定める。

第2 計画の内容

1 消防力の強化

町は、「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。

特に、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は減少の傾向にあるので、消防団活性化総合整備事業等を活用した消防団の施設、設備の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、青年層、女性層の加入促進を図り、消防団活性化の推進と育成強化を図る。(第5編資料編5-1)

また、消防の広域再編による広域消防体制の推進を図る。

2 消防水利の多様化及び適正化

町は、「消防水利の基準」に適合するように、消防水利施設等の整備を図るとともに、その適正な配置に努める。(第5編資料編5-2)

その際、水道施設の損壊等により、消火栓の使用に支障が生じる事態も予想されることから、防火水槽の整備、河川・農業用排水路等自然水利の活用及び水泳プール等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図る。

3 被害想定の実施

町は、消防地理、消防水利及び危険区域等をあらかじめ調査するとともに、過去の災害による被害状況を考慮した被害想定を行う。

4 消防機関及び自主防災組織等の連携強化

発災初期における、消火、救助活動等は、住民、事業所等による自主防災組織の自発的な活動及び消防団による活動が重要となることから、町は、地域の実情に応じた自主防災組織の結成を促進する。

また、当該組織等の活動拠点施設、資機材の整備及びリーダー研修の実施等による育成強化を図るとともに、防災訓練の実施等により、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織の連携強化を図り、大規模地震発生時において、一体となって当該災害等に対処できる体制の構築を図る。

5 火災予防

(1) 防火思想、知識の普及

町は、火災の発生を防止するため、関係団体等と協力し、消防訓練等各種行事及び火災予防運動を実施するほか、広報媒体等を通じて、住民等に対する火気の取扱い、消火器具等の

常備及びその取扱い方法等、防火思想、知識の普及啓発を図る。

(2) 防火管理者制度の効果的な運用

町は、消防法第8条に規定する学校、病院、工場等の防火対象物の設置者等に対し、防火管理者の選任を指導するとともに、防火管理者が当該防火対象物についての消防計画を作成し、当該計画に基づく消火訓練等の実施、消防用設備等の点検整備及び火気の管理等を行い、出火防止及び出火時の初期消火、避難体制の整備を図るよう指導する。

また、消防法第4条に規定する予防査察を防火対象物の用途、規模に応じて計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災予防上危険な場合及び火災発生時に人命に危険がある場合は必要な措置命令を行い、予防消防の一層の強化を図る。

(3) 危険物保有施設への指導

町は、化学実験室等を有する学校、企業等並びに薬局等多種類の危険物を少量保有する施設の管理者に対し、危険物収納容器等の転倒、落下、破損等により混触発火が生じないように、管理の徹底に努めるよう指導する。

6 活動体制の整備

町は、大規模地震発生時等における、消火、救助及び救急活動等が迅速かつ的確に実施できるように、活動計画を定めるものとする。

特に、関係機関との連携に留意した初動時における活動体制及び情報収集体制の整備を図る。

また、大規模火災に対して、消防力の効率的な運用を図るため、重要防御地域、延焼防止線の設定等、火災防御計画等を定める。

7 応援協力体制の確立

町は、大規模地震発生時において、町の消防力では対処が困難な事態に備え、「長野県市町村災害時相互応援協定書」(第5編資料編15-1-2)及び「長野県消防相互応援協定書」(第5編資料編15-2-1)等の効果的運用が図れるよう、応援要請体制、応援受入れ体制を確立する。

また、他の自治体からの応援要請に際しての応援体制についても確立する。

第7節 水防活動計画

総務課 建設水道課 消防署

第1 基本方針

堤防その他施設の損壊により、浸水等の被害が発生し、又は発生するおそれがある場合における水防活動が迅速かつ的確に実施できるよう、資器材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項についてあらかじめ計画を定める。

第2 計画の内容

1 水防体制の確立

(1) 水防組織の強化

町の水防団は、消防団が担当している。町は、消防団の育成強化により、水防組織の充実を図る。

(2) 配備体制・監視体制等の確立

町は、洪水等の発生時、要警戒時に迅速な対応が図れるよう、次の事項についてあらかじめ定めておく。

ア 水防活動に係る配備体制、配備基準及び配備指令の伝達系統

イ 危険箇所等の把握及び水防工法の検討

ウ 平常時における河川等の水防対象箇所の巡視

エ 降雨時における水位観測等の監視体制の整備

(3) 水防活動体制の整備

町は、洪水等の災害時に十分な水防活動が実施できるよう、あらかじめ次の事項について体制の整備を図る。

ア 通信連絡系統の整備

イ 警報等の住民への伝達体制の整備

ウ 居住者への立退き指示に係る体制の整備

エ 他の水防管理団体との相互応援協定の締結

オ 水防計画の策定

カ 水防協議会の設立

2 水防用設備・資器材の整備（第5編資料編6－2）

(1) 町は、洪水等に備え、平常時より水防倉庫の整備及び水防用資器材の備蓄について充実を図る。

(2) 町は、重要水防区域周辺の立木、木材等、洪水時に使用できる資材の把握に努める。

(3) 町は、水防資器材を保有する農家や関係業者との協力体制を整備し、その保有資器材の在庫量の把握に努める。

3 水防訓練の実施

水防管理者は、毎年出水期前に、訓練を実施する。

訓練には消防職員及び消防団員を参加させるとともに、水防関係機関、自主防災組織及び住民への参加を呼びかけ、水防思想の普及啓発、各種水防工法技術の向上及び各機関・団体との連携強化を図る。

4 応援協力体制の整備

(1) 建設業者への協力要請

町は、建設業者との協定締結により、洪水、崖崩れ等の防災活動に係る協力体制を整備する。

(2) 他の水防機関との協力体制

町は、他の水防管理者や消防団への応援要請や応援派遣について計画を定め、相互応援体制を整備する。

(3) 災害時の避難誘導計画

町は、要配慮者利用施設に係る避難計画や避難訓練に対する、助言・勧告を行う。

第8節 要配慮者支援計画

総務課、健康福祉課、消防署

第1 基本方針

近年の高齢化の進行等社会構造の変化、核家族化などによる家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害時には、要配慮者が被害を受ける事例が多く見受けられる。このため、町及び社会福祉協議会、医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、災害から要配慮者、とりわけ自ら避難することが困難であり避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）を守るための防災対策の一層の充実を図る。また、近年社会福祉施設、医療施設等の要配慮者利用施設が、土砂災害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、土砂災害が発生するおそれのある地域内に立地する要配慮者利用施設については、避難誘導等について重点的に対策を講ずる。

第2 計画の内容

1 避難行動要支援者対策

(1) 避難行動要支援者の支援に関する計画の作成

町は、地域における災害特性等を踏まえ地域住民と連携を図りながら要配慮者支援計画を作成するとともに、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考えを整理し、全体計画の作成に努める。また、町地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

町地域防災計画に定める事項は以下を必須とする。

- ア 消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等の避難支援等関係者となる者（以下「避難支援等関係者」という。）
- イ 避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲
- ウ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
- エ 名簿更新に関する事項
- オ 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために町が求める措置及び町が講ずる事項
- カ 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
- キ 避難支援等関係者の安全確保

(2) 避難行動支援者の把握と名簿の作成

町は、町地域防災計画に基づき、防災担当課や福祉担当課など関係課等連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

なお、居宅で人工呼吸器等を日常的に用い、長時間（概ね4時間以上）の停電が生命維持にかかわる児・者については、平時から非常用電源の確保、災害時の安否確認の体制整備、医療機関等との連携体制の整備に努める。

(3) 個別避難計画作成の努力義務

町は、町防災計画に基づき、防災担当課や福祉担当課など関係課等の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

なお、作成に当たっては、地域の実情に応じ、地域の危険度の想定や要配慮者本人の心身の状況等を考慮し、優先度が高い要配慮者から作成できるものとする。

(4) 避難行動要支援者名簿の提供

町は、町地域防災計画に定めるところにより、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、町の条例に定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置をとるものとする。

(5) 要配慮者支援計画の作成

町は、地域における災害特性等を踏まえ地域住民と連携を図りながら災害時住民支え合いマップ等により要配慮者支援計画を作成するとともに、避難行動要支援者以外の要配慮者についても、避難支援についての計画の作成に努める。

(6) 避難行動要支援者の移送計画

町は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定める。

(7) 個別避難計画の事前提供

町は、町地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、町の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安全確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

(8) 避難行動要支援者への配慮

町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

(9) 地区防災計画との調整

町は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

2 在宅者対策

(1) 指定避難所の整備

ア 町は、災害時において指定避難所となる公共施設について、安全性の向上、段差の解消、スロープや身体障がい者用トイレの設置、避難経路標識等の簡明化・多言語化等要配慮者に配慮した施設整備の推進、必要な物資等の備蓄に努める。

イ 町は、耐震、耐火、鉄筋構造等を備え、バリアフリー化された社会福祉施設等について、一般の指定避難所では生活が困難な障がい者や高齢者等が避難する福祉避難所としてあらかじめ指定する。

(2) 防災教育・防災訓練の実施

町は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、要配慮者の個々の態様にあわせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

(3) 応援体制及び受援体制の整備

町は、他の市町村において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（保健師、介護職員、通訳者、手話通訳者等）、車両（小型リフト付車両等）、資機材（車いす、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。

また、災害時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

(4) 避難所における要配慮者支援体制の整備

町は、災害時において高齢者、障がい者等の要配慮者を支援するため、避難所において、福祉的支援を行う災害派遣福祉チーム（DWA T）の派遣に備え、保健医療関係者との連携、活動内容についての周知、チーム員の研修を実施するなど体制を整備する。

(5) 緊急通報装置等の整備

町は、要配慮者の安全を確保するため、要配慮者の対応能力を考慮した緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備を推進する。

(6) 避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握

町は、民生・児童委員、社会福祉協議会、NPO・ボランティア等の協力や地域の支え合い等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、避難行動要支援者以外の要配慮者についても所在及び災害時における保健福祉サービスの要否等、在宅の避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握に努める。

(7) 避難行動要支援者以外の要配慮者名簿の整備

町は必要に応じて、災害の発生に備え、避難行動要支援者以外の要配慮者についても名簿を整備し、災害時に効果的に利用することで、要配慮者に対する援護が適切に行われるように努める。

(8) 支援協力体制の整備

町は、長野保健福祉事務所、社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会、民生・児童委員協議会、地域住民、NPO・ボランティア等との連携の下に、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策、緊急受入れ等地域ぐるみの支援協力体制の確立に努める。

3 要配慮者利用施設対策

(1) 非常災害時の整備

町は、社会福祉施設等に対し、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的な計画の作成について指導する。

(2) 防災設備等の整備

要配慮者利用施設等の管理者に対し、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備え、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄（最低でも3日分、可能な限り1週間分程度）を行うよう指導する。

(3) 組織体制の整備

要配慮者利用施設等の管理者に対し、災害予防対策や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるよう指導する。

(4) 防災教育・防災訓練の実施

要配慮者利用施設等の管理者に対し、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図るよう指導する。

(5) 応援体制及び受援体制の整備

ア 要配慮者利用施設等の管理者に対し、他の要配慮者利用施設等において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車いす、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるよう指導する。

イ 要配慮者利用施設等の管理者に対し、災害時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、自治会等の住民組織との間で避難支援計画等に関する協定及び県内や近隣県における同種の施設と施設利用者の受入れに関する協定を締結するよう働きかける。

ウ 町は、一般の指定避難所では生活が困難な要配慮者のため、介護福祉施設、障がい者支

援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるとともに、同施設の管理者等は、福祉避難所の設置・運営について、町から要請があった場合、積極的に協力する。

エ 町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また、町は、当該施設の所有者または管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

(6) ホテル・旅館等の確保

町は、要配慮者の避難先として、ホテル・旅館等の民間施設を速やかに活用できるよう担当部署の調整や協定の締結等に努める。

4 観光客、外国籍住民、外国人旅行者等対策

(1) 観光客の安全対策の推進

ア 町は、関係団体、関係機関と相互に連絡協調して、緊急時における連絡体制を確立するとともに、観光客の安全対策を推進する。

イ 町は、観光関連事業者と連携して「災害時における対応（心得）」を作成するよう努める。

(2) 外国籍住民等の状況把握及び支援体制の整備

町内における外国籍住民等の居住状況等の把握に努めるとともに、地域全体による情報収集・連絡体制や避難誘導體制等外国籍住民等に対する支援体制の整備を図る。

(3) 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の周知

町は、観光客、外国人旅行者や町内に居住する外国籍住民等に対する指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の周知を図るため、標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。

(4) 外国籍住民被災者への情報提供体制の整備

町は、関係機関、関係団体と連携し、外国語によるインフォメーションなど外国籍住民に配慮した情報提供体制や緊急時における連絡体制の整備を図る。

(5) 防災教育・防災訓練の実施

町は、外国語版の啓発資料の作成の推進、配布、防災教育、防災訓練等への観光客及び外国籍住民等の参加推進などを通じて、外国籍住民に対する防災知識の普及を図るとともに、観光客の被災拡大を防ぐための努力を講ずる。

(6) 応援体制及び受援体制の整備

他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備する。

また、災害時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

5 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設対策

(1) 町は、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導する。

(2) 町は、土砂災害警戒区域ごとに警戒体制に関する事項及び情報の伝達方法を定めるとともに、要配慮者利用施設、自主防災組織等と連携をとって、災害の発生を想定した連絡・通

報、避難誘導等に係る訓練を実施する。

また、町は要配慮者利用施設の管理者に対して、避難確保に関する計画作成の支援、同計画の確認を行う。

- (3) 浸水想定区域内における、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について指定する。

また、町は要配慮者利用施設の管理者に対して、避難確保に関する計画作成の支援、同計画の確認を行う。

第9節 観光客及び外国籍住民等対策計画

総務課 産業振興課

第1 基本方針

本町は毎年多くの観光客を迎えており、滞在地の地理に不案内なこれらの観光客等帰宅困難者に対して、緊急時の避難方法、場所等を周知する必要がある。

また、外国籍住民等については、地理の不案内、言語、文化、生活習慣、防災意識の違いなどから、指定緊急避難場所や避難経路等が十分に周知されず、地震災害時における情報収集、迅速かつ的確な行動等に困難が生ずるおそれがある。

このため、外国籍住民等に配慮した指定緊急避難場所や避難経路の表示、防災知識の普及等、自らが災害への対応能力を高めていけるよう防災環境づくりに努める必要がある。

また、滞在地の地理に不案内な観光客、とりわけ言語の違う外国人旅行者に対しても、緊急時の避難方法、場所等を周知する必要がある。

第2 計画の内容

1 観光客等の実態の把握

町は、宿泊施設・観光施設の数及びそれぞれの施設の設備状況、最大受入可能人員等を常に把握しておく。また、各施設の管理者等との情報連絡体制を確立し、緊急時には宿泊・滞在者の実態がすぐに把握できるようにしておく。

2 防災に関する広報

(1) 避難所等の標示

町は、地理に不案内な者でも避難所等がすぐに分かるよう、避難所等の案内板の設置に努める。標示に当たっては、複数の外国語の併記に努める。

(2) パンフレット等による周知

町は、観光客や外国人を対象とした「防災パンフレット」「防災マニュアル」を作成し、指定避難所等の位置や本町における災害の特徴とその注意点や心得について周知に努める。記載に当たっては、外国語の併記に努める。

3 情報伝達体制の整備

(1) 災害広報体制の整備

町は、地震発生時の広報活動については、本編第2章第28節「災害広報活動」により行うものとするが、特に観光客が集中する地区については、誘導員の配置や標識・情報掲示板の設置等が必要であり、あらかじめそのための体制を整備しておく。

(2) 通訳者等の確保

町は、外国籍住民に対して正確な情報を伝達することができるよう、平常時からボランティア等と連携し、通訳者等の確保に努める。

4 観光客の安全体制の整備

(1) 関係機関等の連携強化

町は、観光関係団体、関係機関等の連携強化を図り、被災時の連絡・協力体制等を整える。

(2) 対応パンフレット・マニュアル作成

町は、観光関連業者等と連携し、「災害時における対応（心得）」を作成し、災害時の対応に備える。

(3) 避難誘導責任者の設置

町は、観光施設の管理者に働きかけ、当該施設における避難誘導責任者を設置し、災害時の観光客への避難体制を整備する。

(4) 想定される災害への対策

それぞれの施設に起こりうる災害を想定し、組織体制、連絡体制、防災設備、通信設備の整備や避難訓練を行う。

5 外国人旅行者の安全確保

(1) 災害時に外国人旅行者へ指定緊急避難場所や避難経路を周知するため、避難経路標識の簡明化、多言語化に努める。

(2) 関係機関、関係団体等と連携し、外国人旅行者に対する情報提供体制の整備に努める。

(3) 観光案内所における災害時の外国人旅行者避難誘導體制の整備や非常用電源の確保を図る。

第10節 緊急輸送計画

総務課 健康福祉課、建設水道課

第1 基本方針

大規模地震発生時には、救急救助活動、消火活動、各種救援活動等、人命救助と被災者の生活確保及び早期復旧のために、よりスムーズな人・物の流れが必要とされる。このため、緊急輸送業務について、迅速に対応できる体制を平素から確立するとともに、地震による交通障害を未然に防止し、障害発生に対しても適切に対処しうよう、事前計画を確立する。

第2 計画の内容

1 緊急交通路確保計画

(1) 緊急交通路の指定・整備

緊急輸送路の指定及び整備は、県が次のように実施する。

- ア 緊急交通路交通規制対象予定道路を指定し、大規模地震発生時の総合交通規制について隣接県警察と協議のうえ、協定を締結する。
- イ 一次緊急輸送路、二次緊急輸送路を定め、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、地震に強い道路網を順次整備する。

(2) 緊急交通路接続道路の確保

町は、県の指定する「緊急交通路交通規制対象予定道路」と物資輸送拠点、災害対策用ヘリポート、指定避難所等との接続道路を確保するため、県、警察署との連携のもと、対象路線を選定し、適切な幅員の整備に努める。

(3) 緊急交通路の交通確保体制の整備

町は、緊急交通路の交通確保を速やかに行うため、次の体制整備を図る。

- ア 障害物の除去に必要な資機材の備蓄や整備
- イ 障害物の集積場所の確保
- ウ 被害情報収集体制の整備

2 災害対策用ヘリポート及び物資輸送拠点の確保

- (1) 町は、災害対策用ヘリポートを確保、指定する（第5編資料編7-1）。その際、指定避難所（場所）と競合しない場所を指定するとともに、支援物資を集積・分類して各指定避難所等に輸送できるような施設や、支援部隊の活動拠点となりうるスペースが隣接又は近距離にある場所とし、総合的な支援拠点となりうる場所を選定する。
- (2) 町は、自らが被災した場合はもちろん、隣接市村が被災した場合の輸送拠点ともなりうる物資輸送拠点を指定する（第5編資料編7-2）。選定に際しては、ヘリコプターによる空輸と陸上輸送の両面の利便を考慮する。
- (3) 町は、災害対策用ヘリポート及び物資輸送拠点について、住民に周知する。

3 輸送体制の整備

- (1) 緊急通行車両の事前確認

町は、地震発生時に一般車両を制限する交通規制が実施された場合に、応急対策活動に用いる町有車両が直ちに被災地における活動を開始できるよう、車両を選定して事前に県公安委員会の確認事務を済ませておく（第5編資料編7-3）。

(2) 緊急用車両の確保

町は、災害に備え、庁用車両の整備、非常用燃料の確保、車両の管理体制を整備する。

(3) 民間業者等との協力体制の整備

ア 町は、町内の輸送業者との災害時の協力体制を確保する。

イ 町は、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への輸送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として輸送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。

この際、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努める。

ウ 物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵施設及び非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を図る。

なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

第11節 障害物の処理計画

全課

第1 基本方針

地震発生時には、法面の崩壊、建築物の倒壊、倒木及び放置車両等の障害物により、一般の交通が不能あるいは困難な状態となることが予想されることから、これら施設等の所有者又は管理者は、倒壊等を未然に防止するための点検及び適切な措置を講ずるとともに、障害物除去体制について、関係機関と対応を協議する。

第2 計画の内容

1 施設倒壊等の未然防止

(1) 関係機関の実施策

各機関の施設、設備等を定期的に巡回点検し、工作物の倒壊等を未然に防止する。特に、街路樹、電柱等の路上占有物等を管理・所有する機関については、その徹底を図る。

(2) 住民の実施策

住民が所有又は管理する施設・設備等について、定期的に点検を行い、工作物の倒壊等の未然防止に努める。

2 障害物除却の体制整備

(1) 倒木の処理

町は、倒木処理について、あらかじめ森林組合等林業関係団体と協力し、相互に調整を図り、処理体制の整備に努める。

(2) 道路施設上の障害物

町は、緊急交通路及び重要交通路とされる道路について、速やかな障害物除去体制の整備を図るものとし、被災時には迅速に資機材、人材の調達が行えるように、関係機関との協力体制を整備する。

第12節 避難の受入活動計画

全 課

第1 基本方針

大規模地震発生時における避難者の受入れのため、事前に、緊急に避難する場所としての指定緊急避難場所、ある程度の設備が整っている指定避難所等について、発災の際速やかに開設、運営ができるようにそれぞれ指定するとともに、小布施町避難所運営マニュアル（令和4年11月更新）等実施に関わる計画を定めておく。その際、要配慮者及び帰宅困難者等には十分配慮する。

また、避難所における感染症対策については「ウイズコロナ・アフターコロナ時代」に向けて大きな課題となっており、かつ、気候変動に伴い自然災害が頻発する中、避難所の生活環境改善が求められる。

そのため、衛生、食事、睡眠（T:トイレ（衛生）、K:キッチン（食事）、B:ベッド等（睡眠））に関する環境の重点的な向上が必要であり、備蓄や関係団体との協定締結等により発災に備える。

第2 計画の内容

1 避難計画の策定等

町は、次の事項に留意して避難計画を整備する。

(1) 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定（第5編資料編3-1）

ア 町は、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努める。

イ 町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

(2) 高齢者等避難、避難指示の具体的な判断基準及び伝達方法

(3) 指定緊急避難場所の対象となる異常現象の種類

(4) 指定緊急避難場所、指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者

(5) 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法

(6) 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

ア 給食措置

イ 給水措置

ウ 毛布、寝具等の支給

エ 衣料、日用品の支給

オ 負傷者に対する救急救護

(7) 指定避難所の管理に関する事項

ア 避難受入れ中の秩序保持

- イ 避難住民に対する災害情報の伝達
 - ウ 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - エ 避難住民に対する各種相談業務
- (8) 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

- ア 平常時における広報
 - (ア) 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行
 - (イ) 住民に対する巡回指導
 - (ウ) 防災訓練等
- イ 災害時における広報
 - (ア) 同報無線による周知
 - (イ) 広報車による周知
 - (ウ) 避難誘導員による現地広報
 - (エ) 住民組織を通じた広報

なお、町は避難指示等を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

また避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、緊急安全確保を講ずべきことにも留意する。

2 避難行動要支援者対策

(1) 避難支援計画の策定

ア 町は、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等に携わる関係者として町防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

イ 町は、避難行動要支援者の所在、援護の要否等の把握に努め、避難行動要支援者を安全かつ適切に避難誘導し、安否確認を行うため、社会福祉施設、医療機関、民生児童委員協議会、社会福祉協議会、地域住民、ボランティア団体等との連携の下に、次の事項に留意して、避難支援計画を策定する。

- (ア) 所在、援護の要否等の状況把握
- (イ) 配慮すべき個々の態様
- (ウ) 緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備
- (エ) 災害時の安否の確認
- (オ) 避難誘導方法及び避難行動要支援者の支援者の行動計画
- (カ) 情報提供手段
- (キ) 配慮すべき救護・救援対策
- (ク) 地域の支え合いによる支援協力体制

ウ 町は、要配慮者利用施設について、当該施設及び自主防災組織等と連携し、災害の発生

を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施するなど、警戒避難体制の確立を図る。

(2) 帰宅困難者等対策

帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

なお、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方法について定めるよう努める。

(3) 住民の予防対策

ア 家族があわてず行動できるよう、次のことを話し合い、家族内の役割分担を決めておく。

(7) 災害の状況に応じて避難行動をどのようにとるか。

a 指定緊急避難場所への立退き避難

b 「近隣の安全な場所」（近隣のより安全な場所・建物等）への立退き避難

c 「屋内安全確保」（その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動）

(イ) 災害時の警戒避難に係る各種情報の多様な入手手段をどのように確保するか（テレビ、ラジオ、インターネット等）。

(ロ) 家の中でどこが一番安全か。

(ハ) 救急医薬品や火気などの点検

(ニ) 幼児や高齢者の避難はだれが責任をもつか。

(ホ) 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路はどこにあるか。

(ヘ) 避難するとき、誰が何をもち出すか、非常持ち出し袋はどこに置くか。

(ヘ) 家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所はどこにするか。

(コ) 昼の場合、夜の場合の家族の分担。

イ 防災訓練に積極的に参加し、避難行動を実践的に身につける。

ウ 指定避難所での生活に最低限必要な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯ラジオ等をいつでも持ち出せるように備えておく。

3 指定緊急避難場所の確保

町は、災害の危険が切迫した場合の住民等の安全を確保するために、その危険から緊急的に逃れるための指定緊急避難場所を、あらかじめ指定しておく必要がある（第5編資料編3-1）。

(1) 町は、公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図る。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、町地域防災計画に掲載する。

- (2) 指定緊急避難場所については、洪水、崖崩れ、土石流、地すべり、大規模な火災、内水氾濫の各現象に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのあるものがない場所であって、災害時に迅速に指定緊急避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有するものを指定する。

なお、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

- (3) 町が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市村と指定緊急避難場所の相互提供等について協議しておく。
- (4) 指定緊急避難場所については、他の市村からの被災住民を受入れることができるよう配慮する。
- (5) 町は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。

4 指定避難所の確保等

- (1) 指定避難所の確保

ア 指定避難所については、避難者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。

イ 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底する。

ウ 町は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮する。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

エ 町が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所、指定避難所の相互提供等について協議しておく。

- (2) 指定避難所設備及び運営体制の整備

ア 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するため

に、換気、照明、冷暖房等の施設の整備に努める。

なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努める。

イ 避難所の感染症対策については、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認して置くとともに、感染者患者が発生した場合の対応を含め、防災担当課と保健福祉担当課が連携して、必要な措置を講じるよう努める。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

ウ 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。

また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。

エ テレビ、携帯ラジオ等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。また、要配慮者のニーズを把握し、適切な情報保障を行う。

オ 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、ダンボールベッド等の簡易ベッド（以下「ダンボールベッド等」という。）、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、灯油、LPガスなどの常設に努めることとし、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。

カ 避難行動要支援者を安全かつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。

なお、災害時に避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うと共に、必要な物資等の備蓄に努める。

キ 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害時における避難行動要支援者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努める。

ク 公有地はもとより民有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が指定緊急避難場所及び指定避難所としての条件を満たすよう協力を求めていく。

ケ 「長野県避難所運営マニュアル策定方針」（令和4年3月改定）、長野県避難所TKBスタンダード等を参考として、町避難所の運営マニュアル等の整備に努める。

コ マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。

特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

サ 指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

シ 指定緊急避難場所については、他の市町村からの被災住民を受入れることができるよう配慮する。

ス 町は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。

セ 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

ソ 町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努める。

5 指定避難所等の周知徹底

町は、指定避難所等を明示した表示板を設置するとともに、これらの所在地等を記載した防災マップを作成し、住民への配布等を積極的に行う。

6 要配慮者等対策

(1) 避難支援体制の整備

ア 町は、避難行動要支援者を安全かつ適切に避難誘導し、安否確認を行うため、消防機関、警察機関、社会福祉施設、医療機関、民生児童委員協議会、社会福祉協議会、地区、自主防災組織等との連携を綿密に行い、避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。

イ 町は、要配慮者利用施設について、当該施設の管理者及び自主防災組織等と連携し、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施するなど、警戒避難体制の確立を図る。

(2) 福祉避難所等の確保

ア 町は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

イ 町は、各指定避難所に要配慮者専用スペース（福祉避難室）を設置できるよう、施設の整備及び体制の確立に努める。

ウ 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。

エ 町は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。

オ 町は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難できるよう努める。

(3) 帰宅困難者等対策

町は、帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

7 住宅の確保体制の整備

住居の被災により避難生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう速やかな住宅の確保が必要となる。

このため、県及び町は相互に連携し、住宅情報の提供又は住宅の提供を行う体制を整備する。

- (1) 利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災者に住宅を提供する体制を整備する。
- (2) 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備する。
- (3) 応急仮設住宅の建設用地については、指定緊急避難場所及び指定避難所との整合を図りながら候補地を選定し、学校の敷地を用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。
- (4) 災害救助法が適用された場合の入居者の決定等住宅供給方法等について、県と相互に連携した体制の整備を図る。
- (5) 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する体制を整備する。
- (6) 町の近隣市町村で災害が発生した場合、利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災市町村に情報提供する体制を整備する。

8 在宅避難者等の支援

- (1) 住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、関係機関で共有できるよう、体制整備に努める。

(2) 避難行動要支援者以外の状況把握

民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、NPO・ボランティア等の協力や、地域の支え合い等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、避難行動要支援者以外についても保健福祉サービスの必要がある者の把握に努める。

9 学校における避難計画

多数の児童生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、立地条件や学校の実態等を考慮し、指定緊急避難場所、指定避難所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法等、適切な避難対策を立てておく。

(1) 防災計画の作成

ア 学校長は、地震災害が発生した場合に児童生徒等の安全を確保するため、防災計画を作成しておく。なお、この計画作成に当たっては、町、警察署、消防署及びその他の関係機

関と十分協議するものとする。

イ 学校長は、防災計画を作成又は変更したときは、速やかに、町教育委員会（以下「町教委」という。）に報告するとともに、教職員、児童生徒等及び保護者に周知徹底を図る。

ウ 防災計画には、次の事項を定めておく。

- (ア) 地震対策に係る防災組織の編成
- (イ) 地震に関する情報の収集と学校、教職員及び保護者への伝達の方法
- (ロ) 町教委、町、警察署、消防署及びその他関係機関への連絡方法
- (ハ) 夜間、休日等における緊急時の教職員等の連絡及び招集方法
- (ニ) 児童生徒等の避難誘導と検索の方法
- (ホ) 児童生徒等の帰宅と保護の方法
- (ヘ) 児童生徒等の保護者への引き渡し方法
- (ヘ) 児童生徒等が登下校の途中で地震にあった場合の避難方法
- (ケ) 児童生徒等の救護方法
- (コ) 初期消火と重要物品の搬出の方法
- (ク) 施設・設備の災害予防、危険箇所、危険物（危険動物を含む）の点検方法
- (ク) 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設への協力（施設・設備の開放等）
- (ケ) 防災訓練の回数、時期、方法
- (セ) 教職員、児童生徒等に対する防災上の教育及び保護者に対する広報の実施
- (ソ) 震災後における応急教育に関する事項
- (タ) その他、学校長が必要とする事項

(2) 施設・設備の点検管理

学校における施設・設備の点検管理は、次の事項に留意し、適切に行う。

ア 日常的に児童生徒等がよく利用する施設空間（教室、昇降口、階段等）や遊具等が、地震の作用によりどのような破損につながりやすいかに留意して点検する。

イ 定期的に非常階段、消火栓等の防災施設や薬品庫等の施設・設備を点検する。

ウ 設備や備品等の設置方法・場所が適当か、転倒、落下等の防止の措置がされているかについて点検する。

(3) 防火管理

地震災害での二次災害を防止するため、防火管理に万全を期する。

ア 日常点検では、職員室、給食調理室、用務員室、理科室、家庭科室等、火気使用場所及び器具を点検し、消火用水や消火器等についても点検する。

イ 定期点検では、消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具・設備等の機能を精密に点検する。

(4) 避難誘導

ア 避難経路及び避難先は、第一、第二の避難経路及び避難先を設定し、あらかじめ保護者に連絡し、周知徹底を図る。

イ 防災計画の「児童生徒等の避難誘導と検索の方法」の作成に当たっては、次の事項に留

意する。

- (ア) 児童生徒等の行動基準並びに学校や教師の対処、行動を明確にする。
- (イ) 全職員の共通理解がなされ、個々の分担を明確にする。
- (ウ) 遠足等校外活動中の災害発生等の場合にも対応できるものとする。
- (エ) 登下校時、在宅時における災害時の場合にも対応できるものとする。

第13節 食料品等の備蓄・調達計画

第1 基本方針

大規模地震が発生した場合、被災直後の住民の生活を確保する上で食料の備蓄・供給は重要であり、住民は、一般流通が十分機能しないと考えられる発災直後から概ね3日間は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。町は、食料を持ち出しできない者等を想定して、発災直後から被災者に対し円滑に食料の供給が行われるよう、非常用食料の備蓄並びに調達体制の整備を図っていく。

第2 計画の内容

1 食料等の備蓄・調達体制の整備

(1) 備蓄・調達目標の設定

町は、県防災計画に基づき、備蓄目標を設定する。

○備蓄・調達目標：人口の5%の2食分（町人口約12,000人に対し1,200食分）

(2) 備蓄・調達品の内容

町は、乾パン、缶詰、レトルト食品、カップめん等、調理を要しないか又は調理が容易で食器具等が付属した食料品を主体とする。

(3) 備蓄・調達体制の整備

ア 町は、備蓄・調達目標に基づき、具体的な備蓄品目、備蓄量を定め、町による現物備蓄（第5編資料編8-1）を行うとともに、協定の締結による町内流通業者等の在庫活用（第5編資料編15-3-3・15-3-4・15-3-5）を図るなど、備蓄・調達体制を確立する。

イ 町は、備蓄に当たっては、定期的に保存状態、在庫の確認等を行い、必要に応じて備蓄品の更新を図る。

ウ 町は、災害時に県による備蓄・調達品の円滑な活用が図れるよう、あらかじめ県への供給要請体制を整えておく。

エ 町は、「長野県市町村災害時相互応援協定書」（第5編資料編15-1-1）等による他の市町村等からの災害時の食料調達体制を整備する。

オ 町は、初期の対応に必要な量の食料品等を備蓄するほか、食料品等の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対して配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

また、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

カ 平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や輸送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の災害時の連絡先、要請手段等の確認を行うよう努める。

(4) 備蓄庫等の整備

町は、指定避難所となる小・中学校の空教室について、備蓄が可能か研究するとともに、備蓄庫の整備について検討する。

2 家庭内備蓄の推進

町は、住民に対して、防災訓練、広報等を通じ、常時持ち出しができる非常食の備蓄について啓発する。

また、高齢者用、乳児用等の食料品は供給が困難になる場合が予想されるので、各世帯構成に応じた食料備蓄することを原則とする。

○備蓄品の目安：一人当たり最低でも3日分、可能な限り1週間分程度

乾パン、缶詰、チョコレート、ビスケット等の調理が不要又は調理が簡易なもの

3 食料等の供給体制の整備

- (1) 町は、食料供給を円滑に行えるよう、炊飯器具（なべ・釜）、食器類（茶わん・はし）、調味料（味噌・塩）等についても確保するよう努める。
- (2) 町は、救援食料の集積場所（第5編資料編7-2）及び輸送方法等を定めておき、必要に応じて施設の整備を行う。
- (3) 町は、炊き出し実施場所を定めておくとともに、実施に当たっての協力団体等と協議を行い、円滑な食料供給ができるようにする。

第14節 給水計画

総務課 建設水道課

第1 基本方針

被災を最小限に食い止めるため、事前に施設の災害に対する安全性の確保を進めるとともに、既存水道施設の耐震化の推進により、飲料水の供給に備える。

また、本町での供給が困難な場合は、相互応援協定等により、被災していない市町村からの応急給水の支援を受けて、飲料水の確保を図れるようにしておく。

第2 計画の内容

1 飲料水等の備蓄・調達計画

(1) 配水池等の整備

町は、配水池の整備を図るとともに、老朽管等の布設替えや緊急遮断弁等の設置を推進し、被災時の用水確保を行う。

地下水源施設については、自家発電装置等を借り上げ、停電時の揚水に対応する。

(2) 予備水源の把握

町は、非常時に飲料水として利用可能な状態にするため、予備的水源を確保する。

(3) 応急給水用資機材の備蓄

応急給水用資機材として備蓄しているものは、第5編資料編8-2のとおりである。

町は、今後、必要に応じ設備の充実を図るとともに、現有機器については、定期的に点検整備を実施する。

2 飲料水等の供給計画

(1) 町は、被災範囲、被災状況の想定に基づき、給水拠点設置箇所の検討や給水タンクによる給水計画を策定するなど、給水体制の確立を図る。

(2) 町は、給水タンク、ポリタンク等の給水用資機材の確保を行う。

3 家庭内備蓄の推進

町は、広報や防災訓練等を通じ、家庭における次のような生活用水・飲料水の備蓄についての推進に努める。

(1) 風呂の残り湯の活用を習慣づける。

(2) ボトルウォーター等による家庭内の飲料水の備蓄を行う。

(3) ポリタンク等給水用具の確保を行う。

(4) 自家用井戸について、その維持、確保に努める。

第15節 生活必需品の備蓄・調達計画

総務課 住民税務課

第1 基本方針

大規模地震発生時には、地域住民の生活物資の喪失、流通機能のまひ等により生活必需品の著しい不足が生じる。この事態に備え、最低限必要となる生活必需品については、町による備蓄・調達体制を整備し、災害直後の被災者の生活を支援する。

また、生活必需品の調達には流通業者等の協力が不可欠であり、その協力を得て調達可能な物資の量の把握を行うなど、調達体制の整備に努める。

第2 計画の内容

1 生活必需品の備蓄・調達体制の整備

(1) 備蓄・調達目標の設定

町は、県防災計画に基づき、次の被災者を想定し、備蓄・調達体制整備の目標とする。

○備蓄・調達目標：人口の5%相当（町人口約12,000人に対し600人分）

(2) 災害時の主な生活必需品

町は、次の品目について、備蓄・調達体制を整えるものとする。

ア 寝具（就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等）

イ 外衣（作業服、洋服、子供服等）

ウ 肌着（シャツ、パンツ等）

エ 身の回り品（タオル、靴下、サンダル、傘、生理用品、紙オムツ等）

オ 炊事道具（炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等）

カ 食器（はし、茶碗、皿、ほ乳瓶等）

キ 日用品（石けん、ティッシュペーパー、歯ブラシ、歯みがき粉、携帯トイレ、トイレトペーパー等）

ク 光熱材料（マッチ、ガスボンベ、ストーブ、灯油等）

(3) 備蓄・調達体制の整備

ア 町は、備蓄・調達目標に基づき、具体的な備蓄品目、備蓄量を定め、町による現物備蓄（第5編資料編8-1）を行うとともに、協定の締結による町内流通業者等の在庫活用（第5編資料編15-3-3・15-3-4）を図るなど、備蓄・調達体制を確立する。

イ 町は、備蓄に当たっては、定期的に保存状態、在庫の確認等を行い、必要に応じて備蓄品の更新を図る。

ウ 町は、災害時に県による備蓄・調達品の円滑な活用が図れるよう、あらかじめ県への供給要請体制を整えておく。

エ 町は、「長野県市町村災害時相互応援協定書」（第5編資料編15-1-2）等による他の市町村等からの災害時の食料調達体制を整備する。

2 家庭内備蓄の推進

[小布施防1]

町は、住民に対して、1 (2)に示した生活必需品のほか、食料、飲料水、携帯トイレ、トイレ
ットペーパー等の備蓄を図り、避難に備え非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池
等）の準備を行うよう指導する。

3 生活必需品の供給体制の整備

- (1) 町は、災害発生後に備蓄分の生活必需品の迅速な供給を行うための、被害状況に応じた調
達必要数の把握方法を事前に整備する。
- (2) 町は、生活必需品の集積場所及び供給するための輸送手段の確保・整備を図る。

第16節 危険物施設等災害予防計画

第1 基本方針

大規模地震等により危険物施設等に損傷が生じた場合、重大な被害をもたらすおそれがあることから、町は、自主保安体制の強化、緩衝地帯の整備等、安全性の向上を図り、当該施設に係る災害を未然に防止する。

第2 計画の内容

1 危険物施設災害予防計画

町は、消防本部の指導・協力を得て、危険物貯蔵所、取扱所及び化学実験室等を有する学校、企業等多種類の危険物を保有する施設に対し、危険物収納容器等の転倒、落下、破損等による混触発火が生じないように管理徹底を指導する。

(1) 危険物施設の現況把握

危険物施設等の所在地、施設規模、形態、危険物種類、取扱数量等の状況についての把握に努める（第5編資料編9-1）。

(2) 規制及び指導の強化

ア 危険物施設の設置又は変更の許可に当たっては、地震等によって生ずる影響を十分考慮した位置、構造及び設備等とするよう設置者（申請者）に対する指導を強化する。

イ 既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、地震発生時の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図る。

ウ 立入検査等の予防査察において、危険物施設の維持管理、安全管理状況などに重点をおいて実施する。

(3) 自衛消防力の充実

ア 保安教育の実施

危険物施設の管理者は、自主的な保安教育計画を作成し、これに基づいて従業員に対する保安教育を行う。また、消防本部は、危険物施設管理者等と連携して講習会等を開催し、保安管理技術の向上を図る。

イ 自主防災組織の整備

緊急時における消防機関との連携を含めた総合的な防災体制をあらかじめ整備しておくため、危険物管理者に対し、自衛消防組織等の自主的自衛体制の整備について指導する。

ウ 防災訓練の実施

危険物安全週間、防災週間等の機会に、事業者、自衛消防組織、住民等を含めた訓練を行う。

(4) 化学的な消火、防災資機（器）材の整備促進

多様化する危険物に対応する化学消防力の整備を図るとともに、化学消火剤を保有する危

険物施設、民間業者等の実態の把握に努める。また、危険物施設の管理者に対し、災害時における災害の拡大防止対策に必要な資機（器）材の整備、備蓄の促進について指導する。

(5) 相互応援体制の整備

近隣の危険物施設等との相互応援に関する協定の締結を促進し、効率ある自衛消防力の確立について指導する。

(6) 関係機関との連携

消防法に定める危険物施設の設置又は変更の許可をしたときは、関係機関との情報の共有を図る。また、地震発生時の住民の避難誘導方法についても十分な連携を図り対応する。

2 その他危険物施設等災害予防計画

町は、火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、毒物・劇物保管貯蔵施設、放射性物質使用施設等の災害予防について、施設等の実態を把握するとともに、消防本部と協力して、関係機関、住民等に対して指導徹底する。

特に、本町の一部地域では大都市に向けた国際石油開発帝石（株）（施設管理者：帝石パイプライン（株））の都市ガス管が横断していることから、関係機関に対し、施設の安全性確保の徹底を求めるものとする。

第17節 電気施設災害予防計画

総務課

第1 基本方針

電気は、現代の社会生活にとって欠くことのできないエネルギー源であることから、関係機関と連携して、災害に強い電気供給システムの整備促進、災害時を想定した早期復旧体制の整備を重点に、予防対策を推進する。

第2 計画の内容

1 関係機関との連携

町は、中部電力パワーグリッド（株）との間において、情報収集システムを確立するとともに、平常時から連携を強化する。

第18節 都市ガス施設災害予防計画

総務課

第1 基本方針

都市ガス事業は、製造所又は供給所から道路に埋設した導管を利用し、ガスを供給している。大規模地震等によりこれらの施設に損傷が生じた場合、ガス漏れによる火災・爆発の二次災害をもたらすおそれがあることから、町は、関係機関と連携して、当該施設に係る災害を未然に防止する。

第2 計画の内容**1 関係機関との連携**

町は、長野都市ガス(株)との間において、情報収集システムを確立するとともに、平常時より連携を強化する。

第19節 上水道施設災害予防計画

建設水道課

第1 基本方針

町は、水道施設・設備の安全性の確保について、施設の耐震性の確保のほか、非常用施設・設備を常に正常に稼働できる状態に維持し、かつ、非常用施設・設備が被災を受けにくいものにする必要がある。これらについては、施設・設備の更新時に十分考慮することとし、通常のメンテナンス体制の充実を図る。

第2 計画の内容**1 水道施設・設備の整備及び安全性の確保**

町は、災害時における緊急の応急体制、連絡体制、復旧体制について、平常時より事前に検討を行う。

- (1) 老朽管の布設替等、施設整備の推進を図る。
- (2) 既存施設の耐震化の推進を図る。
- (3) 水道管路図等の整備を行う。
- (4) 施設の被害調査等に必要な器材の整備を行う。
- (5) 非常時において重要な役割を果たす施設・設備については、定期的な点検を実施し、非常時における作動確保を図る。

第20節 下水道施設等災害予防計画

第1 基本方針

快適かつ衛生的な生活環境を維持する上で不可欠な下水道施設等については、地震等の災害時においてもその機能の確保が図れるよう、緊急連絡体制の確立、応急資材の確保等による復旧体制の確立を図る。

第2 計画の内容

1 雨水排除整備の推進

町は、「下水道基本計画」に基づき、市街地における浸水を防除するため、公共下水道事業による雨水排除整備を行う。

また、引き続き雨水型貯留施設や雨水浸透型排水設備の導入を推進する。

2 連絡体制、復旧体制の確立

(1) 災害緊急連絡体制等の整備

町は、災害時の緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急措置等をあらかじめ定めておく。

(2) 応援体制の整備

町は、上・下水道指定工事店及びテレビカメラ調査実施業者の協力を得て、ライフラインの早期確保を図るための体制を整備する。また、他の地方公共団体との広域応援体制を確立する。

(3) 千曲川流域下水道事務所との連携体制の整備

町は、「長野県下水道災害対策計画」等に基づき、緊急時の連絡担当窓口を確認し、必要に応じて災害時の活動体制について協議するなど、千曲川流域下水道事務所との連携体制を整備する。

3 緊急用機材の計画的な確保

町は、発電機などの緊急用、復旧用機材を計画的に確保する。

4 下水道台帳等の整備

町は、公共下水道施設台帳・農業集落排水施設台帳の適切な調製・保管に努める。

第21節 通信・放送施設災害予防計画

総務課、企画財政課

第1 基本方針

大規模地震発生時においては、通信施設の被災、通信量の飛躍的な増大などにより通信回線が一時的に利用不能又は混雑するおそれがある。このため、町は、被災情報の収集伝達、災害対策に必要な通信を確保するため緊急時用通信施設、機器の整備及び運用体制の確立に努める。

第2 計画の内容

1 緊急時のための通信確保

- (1) 町は、有線・無線系及び地上・衛星系による通信回線の多ルート化、中枢機能の分散化、機器の二重化、移動体通信機器の整備を図るほか、緊急時のための通信施設、機器を整備する。
- (2) 通信施設の整備に当たっては、防災関係機関との情報伝達ができる手段についても配慮する。
- (3) 非常通信を行う場合に備え、あらかじめ通信を依頼する無線局を選定しておく。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意する。

2 町防災行政無線施設の維持管理（第5編資料編2-1）

(1) 保守点検及び整備

町は、災害時における正確な情報収集と住民への伝達を行うため、次の事項に留意して、保守点検及び整備を行う。

- ア 同報系、移動系とも定期的に業者による保守点検を実施し、異常等が認められた場合はその都度修理を行う。
- イ 基地局の予備電源装置を定期的に更新する。

(2) 設備の更新及び機能の向上

- ア 町は、老朽設備の更新を計画的に行い、町防災行政無線の機能の向上を図る。
- イ 町は、中継局の設置等により、受信困難地域の解消を図る。

3 県防災行政無線の維持管理

(1) 維持管理

町は、県をはじめ防災関係機関と災害時における迅速かつ的確な情報の収集・伝達を行うため、統制管理者による保守点検への協力、通信訓練への参加等により、無線機器の維持管理に努める。

(2) 県防災行政無線の活用

県防災行政無線には次のような特長があることから、町は、これを平常時から有効活用し、災害時のスムーズな運用を図る。

ア 回線統制

非常災害時には県庁（統制局）で通信の統制を行う。支部局と統制局間のホットライン

の開設など即時に防災体制に切り替えることができる。

イ 一斉通報（音声又はFAX）

統制局及び支部局からはもちろん、気象台からも一斉通報が行え、各種情報等の迅速な伝達が可能である。

第22節 鉄道施設災害予防計画

総務課

第1 基本方針

鉄道施設は、輸送機関として重要な施設であることから、関係機関と連携して、綿密な整備計画に基づき鉄道施設等の予防措置を講ずるものとする。

第2 計画の内容

1 関係機関との連携

町は、長野電鉄(株)との間において、情報収集系統を確立するとともに、平常時より連携を強化する。

第23節 災害広報計画

総務課、企画財政課

第1 基本方針

町は、地震発生時に有効な広報活動を行うための体制づくりを事前に行っておく必要がある。そのためには、被災者及び住民等に対する情報の提供体制の整備を行うとともに、報道機関等に対する情報の提供体制の整備、協定の締結等を行っておく必要がある。

第2 計画の内容

1 住民への情報の提供体制

地震発生時には、被災者及び住民等からの問い合わせ、要望、意見等が数多く寄せられることが予想されるため、町は、これに対して適切な対応が行える体制を整えるとともに、災害に関する各種情報の広報体制を整備する。

また、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図る。

(1) インフォメーション窓口等の整備

被災者及び住民等からの問い合わせに対する専用の窓口や、専用電話・ファクシミリ・パソコン（インターネット）を設置し、職員が専属で対応できるような体制の整備に努める。

(2) 広報体制の整備

ア 被災の状況、避難に関する指示、応急措置の状況等が被災者及び住民等にゆきわたるよう、広報車、同報系防災行政無線等、広報設備の整備充実を図る。

イ 不特定多数の者が集まる施設等については、広報担当者の配置や情報掲示板の設置等による広報体制を整備する。

ウ 広報手段として、Lアラート（災害情報共有システム）、町ホームページを活用できるようにする。

エ NTT東日本(株)等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。

2 報道機関への情報提供及び放送要請

町は、地震発生時における、報道機関からの取材の要請への対応、災害対策本部等からの報道要請体制を整備する。

(1) 窓口の一本化

取材対応による業務への支障、情報の混乱等を防ぐため、取材に対する広報窓口を明確にし、窓口を経由して情報の提供を行う体制をとる。

(2) 放送要請体制の整備

災害時の放送要請については、(株)Goolightとの協定（第5編資料編15-4-1）を締結しており、緊急時において速やかに放送要請が行えるよう、あらかじめ放送要請の方法等についての確認を行う。

第24節 土砂災害等の災害予防計画

第1 基本方針

土砂災害等の未然防止と被害を最小限にとどめるため、町は、平素から危険箇所を把握し、防災パトロールの強化を図るとともに、総合的・長期的な対策を講ずる。

第2 計画の内容

1 危険箇所等の周知徹底

町は、住民に対して、土砂災害全般に対する知識、危険箇所の性質、土地の保全義務、異常（前兆）現象、土砂災害警戒情報、その他注意事項を啓発するため、次のような措置を講ずる。

- (1) 土砂災害危険箇所及び避難場所等の防災情報を掲載した土砂災害ハザードマップ等を作成し、各世帯に配布する。
- (2) 土砂災害を想定した防災訓練を実施する。

2 山地災害危険地対策

町内の山腹崩壊危険地区は、第5編資料編11-5のとおりである。町は、毎年、県が実施している見直し調査に協力し、その調査結果を治山事業に反映させていく。

3 土石流対策

町内の土石流危険溪流については、第5編資料編11-2に掲げるとおりである。

これらの危険地域内において、有害な行為を規制するとともに、床固工事等の所要の防止工事の推進を管理者（県）へ働きかける。

また、人命保護の立場から、土石流危険溪流の周知、警戒避難体制の確立に努める。当面の防災対策として、土石流発生危険溪流の標示、警報の伝達、避難措置等の方法を定め、緊急時に際して各区域ごとに適切な措置がとれるよう警戒体制の整備を図る。

4 急傾斜地崩壊防止対策

町内の急傾斜地崩壊危険箇所は、第5編資料編11-3のとおりである。

崖崩れ災害を未然に防止し、被害を最小限にとどめるために、事前措置として、平素から次の対策を実施する。

- (1) 防災パトロール等、情報の収集・伝達及び周知方法等について定める。
- (2) 避難立退き等に万全を期するため、指定緊急避難場所、経路及び心得等をあらかじめ住民に周知徹底させる。

5 土砂災害警戒区域の対策

町内の「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）」に基づく土砂災害警戒区域及び特別警戒区域は、第5編資料編11-4のとおりである。

町は、これらの区域について、それぞれ次の対策を実施する。

- (1) 土砂災害特別警戒区域

- ア 建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進
- イ 勧告による移転者又は移転を希望する者への建物除去等経費、建物助成費による支援及び相談窓口の確保

(2) 土砂災害警戒区域

- ア 区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な事項について定める。
- イ 情報伝達方法、指定緊急避難場所に関する事項等について住民に周知するよう努める。

〔住民等が実施する計画〕

- (1) 住民は、平常時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認した時は、遅滞なく町長、警察官等へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所、指定避難所その他の指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路について把握しておくなど、日ごろから土砂災害関連情報を収集する。さらに土砂災害警戒情報発表に伴いその内容を理解し自主避難等、避難行動ができるように努める。
- (2) 土砂災害警戒区域等には原則として要配慮者利用施設の新築等を行わない。やむを得ず新築等を行う場合は、警戒避難体制等に関する事項について県、指定行政機関及び指定地方行政機関に助言を求める。

第25節 防災都市計画

建設水道課

第1 基本方針

人口や産業の集中に伴う都市の高密度化等により、都市における災害の危険性は増大しており、災害時における住民の生命・身体及び財産の保護を図るため、都市防災に関する総合的な対策を推進し、安心して住める都市づくりを進める。

第2 計画の内容

1 都市計画法に基づく用途地域等の指定

町は、市街化区域内の土地について、用途地域の指定を受け、建物用途、建蔽容積率等により規制し、秩序ある市街地の形成を図っている。

今後の市街化の動向等を踏まえ、適切な土地利用、計画的な市街地の形成が図られるよう、適宜市街化区域、用途地域の見直しを行い、防火地域、準防火地域の指定等について検討する。

2 防災空間の整備拡大

- (1) 公園については、火災時の延焼防止空間として、また指定緊急避難場所あるいは救済活動拠点等として重要な役割を担うことから、積極的かつ効果的な活用を努める。
- (2) 町道については、国・県との連携を図りながら、避難路及び延焼遮断帯として必要な街路整備に努める。

第26節 建築物災害予防計画

全課

第1 基本方針

町は、地震による建築物の被害を最小限に抑え、住民の生命・身体及び財産等を保護するため、「小布施町耐震改修促進計画」に基づき、建築物の耐震性を確保し、安全性の向上を図る。

第2 計画の内容

1 耐震化率の目標の設定

町内の地震被害想定を半減化を目指して、令和7年における耐震化率の目標を以下のとおりとする。（小布施町耐震改修促進計画（Ⅲ期）令和3年4月策定）

- (1) 住宅については、耐震化率の目標を92%とする。
- (2) 多数の者が利用する特定建築物については、耐震化率の目標を100%とする。

2 公共建築物

公共建築物は、災害時に、①庁舎は被害情報の収集や災害対策指示が行われ、②学校は指定緊急避難場所等として活用され、③病院は災害による負傷者の治療が行われるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用される。このため、災害時の拠点施設としての機能確保の観点から、耐震化を進める必要がある。

公共建築物のうち、町有施設にあつては、次の考え方に沿って耐震化を推進する。

(1) 町有施設の耐震化の基本方針

町有施設については、災害時に拠点となる施設及び多数の者が利用する特定建築物（以下「災害拠点施設等」という。）に関し、重点的に耐震化を進めることとする。

(2) 町有施設の耐震化の現状と目標

平成29年現在、町有施設のうち災害拠点施設等（町営住宅を除く。以下同じ。）は18棟あり、そのうち昭和56年以前に建てられたものが7棟で、耐震診断後、平成29年度までに耐震改修をしたもの7棟と、昭和57年以降に建てられた11棟を加えた18棟が耐震性を有していると考えられ、現状での耐震化率は100%となる。

(3) 町営住宅の耐震化の現状

平成29年現在、町有施設のうち町営住宅は、1団地、14棟、50戸を管理している。町営住宅は、平成9年以降に建築されているため、すべて耐震性が確認されており、今後も適正な維持管理に努める。

3 一般建築物

(1) 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための補助事業等の実施

ア 住宅に関する支援

町は、住宅の耐震化を促進するため、平成18年度から住宅耐震診断事業（補助事業）を実施しており、今後も住民が住宅の耐震化に関する支援策を受けることができるよう、県

と連携しながら、昭和56年以前の住宅について、耐震診断及び耐震改修に対する支援を行う。

また、地震時、家具の転倒により負傷したり、逃げ遅れたりすることがないように、家具の転倒防止器具の周知を図る。

イ 多数の者が利用する建築物等に関する支援

住宅に加え、避難施設となる建築物、多数の者が利用する建築物及び緊急輸送道路等沿道建築物の耐震化を促進するため、県と連携しながら、今後、耐震診断等に対して支援する。

(2) 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

ア 住民等が耐震改修等を行いやすい環境の整備

個人住宅にあっては、啓発パンフレットの配布や広報紙の活用により、耐震化の必要性について周知を図る。

イ 耐震改修等に関する相談窓口の設置

町の「住まいづくり相談」では、耐震改修等に関する相談にも対応する。

また、住宅・建築物耐震改修等事業の実施に際し、県では耐震改修等に関する知識、技術を修得するための「耐震診断士養成講習会」等を実施しており、町は、受講修了者名簿の閲覧や紹介などを行う。また、診断等で所有者と接する際には、登録証を提示するなど、所有者に安心を与えることを心がける。

(3) 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要

ア ブロック塀等の転倒防止対策

建築物防災週間等の機会を通して、通学路等を中心に危険箇所の点検・指導を進めるとともに、地域住民が自ら地域内の危険箇所の点検を行う活動を支援する。

イ ガラス・天井の落下防止対策

現行の基準に合っていないものに対しては、改修を行うよう指導・啓発等を行う。

(4) エレベーターの閉じこめ防止対策

エレベーターの通常時の維持管理体制のほか、非常時の救出や復旧体制の整備等について、所有者・保守点検業者及び消防署と連携して進める。

(5) 地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減対策

地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害を軽減するため、がけ地近接等危険住宅移転事業及び住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業等を活用し、耐震化を推進する。

4 建築物の安全性向上に関する啓発及び知識の普及

(1) 地震ハザードマップの作成及び公表

住宅や建築物の所有者が耐震化を自らの問題又は地域の問題としてとらえ、所有者又は地域の耐震化に関する取り組みに活用することができるよう、今後、県又は町において地震に関するハザードマップを作成し、ホームページ等で公表する。

(2) 相談体制の整備及び情報提供の充実

町は、「住まいづくり相談」により、住宅等の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修に関す

る相談や耐震改修工法・専門家・標準契約書の紹介等の情報提供を行う。

また、広報誌やパンフレット、ポスター、ホームページ、新聞、テレビ等あらゆる機会を通じ、耐震化に関する情報を発信する。

(3) パンフレットの作成及び配布並びにセミナー・講習会の開催

住宅の簡易耐震診断や補助事業に関するものなど、各種パンフレットを配布し、耐震化に関する啓発を行う。

(4) リフォームにあわせた耐震改修の誘導

住宅の増改築やキッチンの改修等リフォーム工事に併せて耐震改修を行うことは、費用や施工面で効率的であることから、リフォーム工事に併せた耐震改修を誘導する。

広報や「住まいづくり相談」の活用を推進し、住宅等の所有者に対して啓発を行う。

(5) 耐震改修促進税制等の周知

住宅の耐震改修に係る所得税の特別控除の適用を受けることができるよう、制度の周知を行う。

(6) 地震保険や共済制度の活用

地震保険や共済制度は、地震等による被害者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、町は、それらの制度の普及促進に努める。

5 文化財

町内の指定文化財（第5編資料編10-1）については、震災等の災害対策とともに防火対策に重点を置き、それぞれの文化財の性質・形状及びその環境に応じて保全を図り、あわせて見学者の生命・身体の安全にも十分配慮する。

また、建造物内には未指定の美術工芸品や文書等の文化財が存在している場合が多いため、その把握に努め、被災した文化財に対する応急措置に備えておくことが必要である。

町は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

(1) 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。

(2) 防災施設の設置促進とそれに対する助成を行う。

(3) 区域内の文化財の所在の把握に努める。

第27節 道路及び橋梁災害予防計画

第1 基本方針

大規模地震発生により生ずる道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等の妨げにならないよう、地震に強い道路及び橋梁づくりを行い、安全性の確保を図るとともに、被災後の応急・復旧活動に関し、関係団体との協力体制を整備し、平常時より連携を強化しておく必要がある。

第2 計画の内容

1 災害に対する安全性の確保

町は、道路及び橋梁の新設、架替、改良等の対策の中で、災害に対する安全性に配慮した整備を行う。

2 災害予防・応急対策実施体制の整備

町は、災害による道路施設の被害の軽減を図り、交通を確保し、また大規模な災害により交通が遮断した場合においても、応急復旧が図れるよう、次の体制整備を図る。

(1) 巡回点検

ア 主要道路を重点として、定期的に巡回点検を行う。

イ 路線内危険箇所については、必要により応急対策資器材等の備蓄に努める。

(2) 機材の点検整備

災害後の道路施設の応急復旧は重要な対策となるため、災害時の使用機材の整備点検に努める。

3 危険防止のための事前規制

町は、あらかじめ災害の発生が予想される道路・橋梁について、警察署、道路管理者等の協力を得て、車両等の通行を事前に規制する。

第28節 河川施設等災害予防計画

総務課、建設水道課

第1 基本方針

河川施設等は、地震の発生に伴い破堤等につながることを予測されるため、安全度の向上を図るとともに、耐震点検、整備等を行い、耐震性及び安全の確保に努める。

第2 計画の内容

1 河川施設災害予防

地震による河川等の被害は、堤防の亀裂・沈下・法面のはらみ・崩れ等があり、さらにこれらに伴う護岸・水門・樋門・橋梁等のコンクリート構造物の亀裂及び沈下が予想される。特に洪水時に地震が発生した場合には、堤体の地震に対する安全度が低下し、破堤につながるおそれがある。

町は、施設整備計画に基づき、河川管理施設等の耐震性の向上を図る。

第29節 農林産物災害予防計画

産業振興課

第1 基本方針

地震による農林産関係の被害は、温室、畜舎、きのこと栽培施設、果樹支柱等生産施設の損壊や立木の倒壊、農産物集出荷貯蔵施設、農林産物処理加工施設等の損壊が予想されるとともに、施設被害に伴う農林産物の減収や家畜の死亡被害なども予想される。そこで、町は、予防技術対策の周知徹底を図るとともに、森林の整備、生産・流通・加工施設等の安全性の確保を推進する。

第2 計画の内容**1 農産物災害予防計画**

生産施設等の損壊に伴う農作物被害の軽減を図るため、農作物等災害対策指針を策定し、農業農村支援センター等の協力を得て予防技術の周知徹底を図る。

集出荷貯蔵施設等においては、建築後かなりの年数が経過するなど耐震性の劣る施設も見られることから、町は、施設管理者による耐震診断と補強工事を推進する。

- (1) 農業農村支援センター及び農協等と連携し、農業者等に対し、予防技術の周知徹底を図る。
- (2) 生産・加工施設等における耐震診断や補強工事等を実施し、新たな施設の設置に当たっては、被害を最小限度にするための安全対策に努める。

2 林産物災害予防計画

立木の倒壊防止のため、今後も適地適木の原則を踏まえた森林造成を図るとともに壮齢期の森林にあつては、間伐による本数密度の調整を行い、適正な形状比の立木仕立てを指導していくため、次の事項を推進する。

- (1) 森林整備計画に基づき、健全な森林づくりを推進するとともに、県と連携をとって、林産物生産、流通、加工現場において、事業者が施設管理を適切に行うよう指導又は助言するものとする。
- (2) 森林整備計画に基づく適正な森林施業の実施により、森林の防災機能の維持向上を推進する。また、治山施設の整備、適正な流水路の整備・確保により、林産物、土石等の流出防止に努める。

第30節 積雪期の地震災害予防計画

総務課 建設水道課
消防署

第1 基本方針

積雪期の地震は、他の季節の地震と比較して、より大きな被害を及ぼすことが予想されるため、町、県及び防災関係機関は、除雪体制の強化等、総合的な雪に強いまちづくりを推進するものとし、積雪期の地震被害の軽減を図る。

また、地域の特性に配慮しつつ、積雪期の地震に強いまちづくりを行う。

第2 活動の内容

1 雪対策の推進

積雪期の地震の災害予防対策は、除排雪体制の整備等の雪害予防対策の推進により確立されるものである。

このため、第4編第1節「雪害対策」に基づき、関係機関と連携して、雪対策を推進する。

2 道路交通の確保

- (1) 町は、除雪体制を整備し、地震時には、道路交通を緊急に確保し、道路機能の確保を図る。
- (2) 町は、住民に対して、住宅周辺等の自主的な除雪について呼びかける。

3 消防活動の確保

積雪時に地震火災が発生すると、積雪によって消防活動が制約されやすい状態になることが予想される。

このため、町及び消防本部は、消防水利の確保と消防施設・設備の充実を図り、積雪時の地震火災時における消防活動の確保に努める。

4 寒冷対策の推進

- (1) 町は、避難施設における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ等）の備蓄に努める。
- (2) 電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

第31節 二次災害の予防計画

総務課 建設水道課
消防署

第1 基本方針

地震発生時に被害を最小限に抑えるためには、その後の余震、火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止することが重要である。有効な二次災害防止活動を行うためには、日ごろからの対策及び活動が必要である。

第2 計画の内容

1 建築物や宅地、構造物に係る二次災害予防対策

(1) 建築物や宅地関係

災害時において、被災建築物や宅地の余震等による倒壊等の危険から住民を守り、二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成を行うなど、県による危険度判定体制の整備が進められている。

町は、判定活動に伴う資料を整える等、被災時に迅速な被災建築物の判定が行えるよう、受入れ体制を整備する。

(2) 道路・橋梁関係

町は、地震発生後の余震等による道路・橋梁等の被害を防ぐため、あらかじめ点検すべき箇所を把握しておくとともに、施設の点検作業が速やかに実施できる体制を整備する。

2 危険物施設等に係る二次災害予防対策

(1) 危険物関係

消防法に定める危険物施設における地震発生時の二次災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備の耐震性の確保、緩衝地帯の整備、防災応急対策用資機材の備蓄等を推進するとともに、保安体制の強化に努める。

ア 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施

イ 立入検査の実施等指導の強化

ウ 防災応急対策用資機材等の整備についての指導

エ 自衛消防組織の強化についての指導

オ 近隣の危険物取扱事業所との協定の締結の促進等の指導

(2) その他

火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、毒物・劇物保管貯蔵施設、放射性物質使用施設等の二次災害予防については、消防本部と協力して、関係機関、住民等に対して指導徹底する。

3 河川施設の二次災害予防対策

地震により河川の堤防護岸等に衝撃が加わった後に、余震、降水等が加わった場合、河川施設等に二次的な災害が発生する可能性があるため、町は、現在工事中の箇所及び危険箇所等を把握するとともに、今後、さらに河川施設の整備（耐震性の向上等）を進めていく。

4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策

町は、災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、二次災害予防のため、それら災害が発生する危険がある箇所をあらかじめ把握しておくとともに、緊急に点検実施できるよう体制を整えておく。また、同時に、情報収集・警戒避難体制の整備を図る。

第32節 防災知識普及計画

総務課 教育委員会
消防署

第1 基本方針

「自らの命は自らが守る」のが防災の基本であり、町、県及び防災関係機関による対策が有効に機能するためには、食料・飲料水の備蓄など住民が平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの安全を守るための適切な対応をとることが重要である。また、広域かつ甚大な被害が予想される大災害に対処するためには、住民、企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。

町は、被災状況の伝承や体系的な教育により住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識をもった災害に強い住民の育成、地域の総合的な防災力の向上に努める。

第2 計画の内容

1 住民・自主防災組織・企業等に対する防災知識の普及活動

災害時に、自らの安全を守るためにはどのような行動が必要か、要配慮者に対してはどのような配慮が必要かなど、災害時に役立つ実践的な防災知識を身につけた災害に強い住民を育成することが、被害を最小限にとどめるうえで重要である。

現在も各種の研修、訓練、講演会等の取組みや、広報活動がなされているが、今後は、防災マップの作成・配布、マイタイムライン（台風の接近等によって、風水害が起こる可能性がある時に、住民一人ひとりの生活環境等に合わせて、「いつ」「何をするか」を時系列で整理した自分自身の防災行動計画をいう。以下同じ。）の普及等により、町は、次の対策を実施する。

(1) 一般啓発

ア 啓発の内容

- (ア) 小布施町地域防災計画の概要
- (イ) 災害に関する一般的知識
- (ウ) 災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (エ) 防災関係機関等の防災対策に関する知識
- (オ) 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、その他避難対策に関する知識
- (カ) 円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動に関する知識
- (キ) 要配慮者等への配慮に関する知識
- (ク) 住宅の補強、火災予防、非常持出品の準備等、家庭における防災対策に関する知識
- (ケ) 応急手当等看護に関する知識
- (コ) 災害復旧時の生活確保に関する知識
- (ク) 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策

イ 啓発の方法

(7) 防災マップ、町報おぶせ、災害時の行動マニュアル、ポスター等の利用

ハザードマップを作成し、住民等へ配布する際には、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。また、ホームページ等での情報提供も行う。

なお、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努める。

また、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等多様な避難が選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

(イ) 映画、ビデオテープ、DVDの利用

(ロ) 広報車、防災行政無線の利用

(ハ) 講演会、講習会の実施

(ニ) 社会教育その他各種団体等の集会等を通じた周知

(ホ) (株)Goolightほか、各種報道機関を通じた周知

(ヘ) 音声・文字情報、拡大文字の使用等要配慮者等にも配慮した周知

(コ) 防災訓練の実施

(2) 社会教育を通じた啓発

町及び教育委員会は、社会教育の拠点である公民館活動等を中心として、女性団体、PTA、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて防災に関する知識の普及・啓発を図り、各団体の構成員がそれぞれの立場から地域の防災に寄与する意識を高める。

ア 啓発の内容

住民に対する一般啓発に準ずるほか、各団体の性格等に合わせた内容とする。

イ 啓発の方法

各種講座・学級、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。また、文化財等を災害から守り後世に継承するため、文化財巡視活動、文化財保護強調週間や文化財防火デーの実施等を通じ、防災指導を行い、防災知識の普及を図る。

(3) 企業における防災知識普及の推進

企業等においても、災害時に企業が果たす役割を踏まえた上で、災害時の行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練の実施等、防災活動を推進するよう努めるものとする。

(4) 防災知識の普及における要配慮者等への配慮

ア 町は、防災知識の普及を図る際、高齢者、障がい者、外国籍住民、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

イ 防災と福祉（地域包括支援センター・ケアマネージャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に対する理解の促進を図る。

(5) 防災教育

ア 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通じて、受け手側の情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

イ 自主防災組織における、防災マップ、地区別防災カルテの作成等に対する協力・指導を推進する。

防災マップ、地区別防災カルテ等の配布に当たっては、それらが持っている意味、活用方法について十分な理解が得られるよう啓発の機会を設定する。この際、被害想定区域外にも被害が及び可能性があることも併せて周知する。

ウ 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。

エ 防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、雪崩防止週間等を通じ、各種講演会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、雪崩災害、二次災害防止・大規模広域避難等に関する総合的な知識の普及に努める。

また、住民に対して、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え、マイ・タイムラインの作成方法等について、普及啓発を図る。

オ 住民に対し、風水害の恐れのない適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを生かした避難活動を促進する。

カ 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

キ 各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等の水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

ク 大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施する

ケ 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

また、新型コロナウイルス感染症を含む拡大のおそれがある状況下での災害対応の備え、感染症対策に配慮した避難所開設・避難訓練を積極的に実施する。

2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及

危険物を使用する施設、病院及び社会福祉施設等の要配慮者利用施設、旅館・ホテル、駅、商店等不特定多数の者が利用する施設の管理者の災害時の行動の適否は、非常に重要であるた

め、町は、これら施設の管理者等に対する防災知識の普及を積極的に行っていく。

(1) 町所管の防災上重要な施設

町所管の防災上重要な施設については、その管理者等に対して、災害時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、当該施設における災害危険性の所在、要配慮者に対する配慮等、防災思想の普及徹底を行うものとする。

(2) その他防災上重要な施設

防災上重要な施設の管理者等は、災害時に適切な行動がとれるよう各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等に積極的に参加し、防災知識の習得に努めるとともに、その管理する施設における防災訓練を実施するものとする。

3 学校等における防災教育の推進

小・中学校、保育園、幼稚園において児童・生徒及び幼児が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い住民を育成する上で重要である。

町は、防災訓練を実施するとともに、学級活動等を通じて防災教育を推進する。

(1) 防災訓練の実施

小布施町防災の日（6月6日）又は、直近の日曜日に防災訓練を実施する。また、大規模災害にも対処できるように、町及び関係機関が実施する防災訓練に積極的に参加する。

(2) 消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

(3) 児童生徒等への防災教育の実施

児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して次の事項等について指導を行い、自らの安全を確保するための行動及び地域の安全に役立つことができる態度や能力を養う。

ア 防災知識一般

イ 避難の際の留意事項

ウ 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法

エ 具体的な危険箇所

オ 要配慮者に対する配慮

(4) 教職員の防災意識の高揚

教職員向けの指導資料の活用や研修会の実施により、教職員の安全・防災意識の高揚を図る。

4 職員及び関係者に対する防災知識の普及

防災関係の業務に従事した経験のない職員の防災知識は、必ずしも十分とは言えない。町は、町職員はもちろん、その他関係者に対して、次の防災知識の普及を図る。

(1) 防災業務に従事する職員に対し、防災関係法令、事務等に関する講習会、研究会等を開催し、防災に必要な教育と知識の普及を図る。

(2) 水防又は消防業務に従事する職員に対しては、災害時の即時適切なる措置がとれるよう、関係法令及び防災計画の習得、実務の訓練又は講習会、研究会等を開いて指導する。

(3) 非常勤の消防団員に対しては、毎年計画的に防災知識の向上と技能習得のための訓練を行

い、知識の普及を図る。

5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承

町は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努める。

また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

さらに、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組みを支援する。

第33節 防災訓練計画

全 課

第1 基本方針

災害時に、被害を最小限にとどめるためには、災害時に適切な行動をとることが必要であるが、そのためには日ごろからの訓練が重要である。災害時の状況を想定した訓練は、住民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び住民との協力体制の確立等の効果も期待できる。

このため、町は関係機関と協力して、災害時における行動の確認、関係機関及び住民、企業等との協調体制の強化を目的として各種の災害を想定した防災訓練を実施する。

第2 計画の内容

1 防災訓練の種別及び実施時期

(1) 総合防災訓練

町は、関係機関、住民、並びに関係団体の参加により訓練を実施する。

ア 実施時期

小布施町防災の日（6月6日）又は直近の日曜日

イ 実施場所

訓練効果を考慮し、毎年計画的に選定する。

ウ 実施方法

災害時に適切な行動がとれるよう、また、防災知識の習得ができるような訓練を総合的に組み合わせて実施する。

(2) その他の訓練

次の訓練については、総合防災訓練で実施するほか、必要に応じて関係機関と連携して、別途実施するものとする。

ア 防災図上訓練

関係機関が災害における人員、資材等の機動力整備体制を事前に確認し、整備、調節する目的をもって実施する。

実施内容については、その都度協議し、作成する。

イ 水防訓練

水防管理者は、その区域の水防活動の円滑な遂行を図るため、毎年出水期前に須坂建設事務所長と協議のうえ実施する。

ウ 消防訓練

消防本部及び消防団は、消防活動の円滑な遂行を図るため、火災警報伝達訓練、出動訓練、火災防御訓練、救急救助訓練、避難誘導訓練、消防教養訓練、消防操法技術訓練等を実施するほか、必要に応じて他の関連した訓練と併行して行う。

エ 災害救助訓練

町及び災害救助実施機関は、救出、救助、救護を円滑に遂行するため、必要に応じて独自に又は関係機関と共同し、住民の協力を得て、あらかじめ災害の想定を行い、医療救護・人命救助、炊き出し等の訓練を行う。

オ 通信訓練

町は、県及び関係機関の協力を得て、災害時に関係機関相互の通信が円滑に行えるよう、送受信、感度交換訓練等を行う。

カ 避難訓練

(ア) 町が行う訓練

町は、災害時における緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の迅速化及び円滑化のため、地域住民の協力を得て、災害の恐れのある地域間の住民及び病院集会場等の建造物内の人命保護を目的として避難訓練を実施する。

(イ) 防火管理者が行う訓練

学校、認定こども園、保育園、病院、工場、事業所等消防法第8条に規定する防火対象物の防火管理者は、その定める消防計画に基づき避難訓練を行う。また、防火管理者を置かない施設における管理者も、前記に準じて避難訓練を行う。

なお、学校、認定こども園、保育園における避難計画は、あらゆる機会を想定し綿密に立案するとともに、訓練は每学期1回は行う。ただし、保育園は毎月1回は行う。

キ 非常参集訓練及び本部の設置運営訓練

町は、災害時における職員の非常参集及び災害対策本部の設置の迅速化及び円滑化のため、非常参集訓練及び本部の設置運営訓練を実施する。

非常参集訓練については、実施期間をある程度特定した上での抜き打ち的实施も検討する。

ク 情報収集及び伝達訓練

町は、災害時における情報の収集及び伝達活動が迅速かつ的確に実施されるよう、あらかじめ作成された想定により情報の収集及び伝達に関する訓練を実施する。

ケ 広域防災訓練

町は、相互応援協定をより実効あるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実行でき、かつ協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するために、広域防災訓練を実施する。

コ 複合災害を想定した訓練の実施

地域特性に応じた複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）を想定した机上訓練等を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

(3) 自治会及び自主防災組織が実施する訓練

自治会及び自主防災組織は、小布施町総合防災訓練に参加する。また、町、関係機関等が実施する訓練に積極的に参加するよう努める。

(4) 事業所等が実施する訓練

事業所等は、小布施町総合防災訓練に参加し、又は防災週間に訓練を実施する。また、町、関係機関等が実施する訓練に積極的に参加するよう努める。

2 実践的な訓練の実施と事後評価

町は、訓練の実施に当たって、より実践的な訓練となるよう訓練内容について工夫をし、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。また、次回以降の参考とするとともに、防災計画、防災体制の見直しを図るため、訓練実施後に事後評価を行う。

(1) 実践的な訓練の実施

- ア 可能な限り最新のデータに基づいた被害想定を行う。
- イ 訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を行う。
- ウ 避難行動要支援者に対する配慮をする。
- エ あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材等及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断が求められるようにする。
- オ 被害の把握は、「それに対してどのように応急対策を実施するのか」という判断と連動させる。
- カ 災害時における行動のシミュレーションとしての効果を持つ実践的なものとする。
- キ 災害対策業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。
- ク 学校、自主防災組織、民間企業、NPO・ボランティア等、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体とも連携した訓練を実施するよう努める。
- ケ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

(2) 訓練の事後評価

- ア 防災体制の課題を明らかにし、必要に応じて改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。
- イ 必要に応じて他の関係機関へ要望を行う。

第34節 災害復旧・復興への備え

第1 基本方針

町は、災害廃棄物の処理を円滑迅速に行うため、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の充実に努める。

また、町は、災害発生後、円滑で迅速な復興活動を行うために、平常時から復興時の参考になるデータの保存及びバックアップ体制を整備する。

なお、災害対策及び災害復旧のための財源の確保を行い、的確な運用を図る。

第2 計画の内容

1 災害廃棄物の発生への対応

- (1) 災害廃棄物の発生を抑制するため、一般建築物の耐震化等の必要性について周知・啓発に努める。
- (2) 大量の災害廃棄物の発生に備え、大規模仮置場の候補地の確認など広域処理体制の整備に努める。また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性確保を図る。
- (3) 災害廃棄物対策指針（環境省）等に基づき、県の災害廃棄物処理計画と整合した災害廃棄物処理計画を策定する。
- (4) 災害時に、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。
- (5) 県と連携し、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。

2 データの保存及びバックアップ

災害からの復興には、戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等の情報及び測量図面、情報図面等のデータが必要となる。

町は、これらのデータが、災害により消失しないように、また消失した場合もバックアップが可能な体制の整備を行う。

(1) データの保存

あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておく。

(2) バックアップ体制の整備

資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。また、町で保管している公図等の写しの被災の回避のための手段を講ずる。

3 罹災証明書の発行体制の整備

町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家の被害認定調査の担当者の育成、他の市町村等や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ態勢の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な

業務の実施体制の整備に努める。

また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

第35節 自主防災組織等の育成に関する計画

総務課 消防署

第1 基本方針

災害時における被害の防止又は軽減のためには、住民の自主的な防災活動が必要であり、特に出火防止や初期消火、要配慮者に対する対応における役割は非常に重要である。

また、自主防災組織の平常時における活動を通じた地域の連帯感の強化も期待されることから、今後自主防災組織の育成強化を積極的に図っていく。

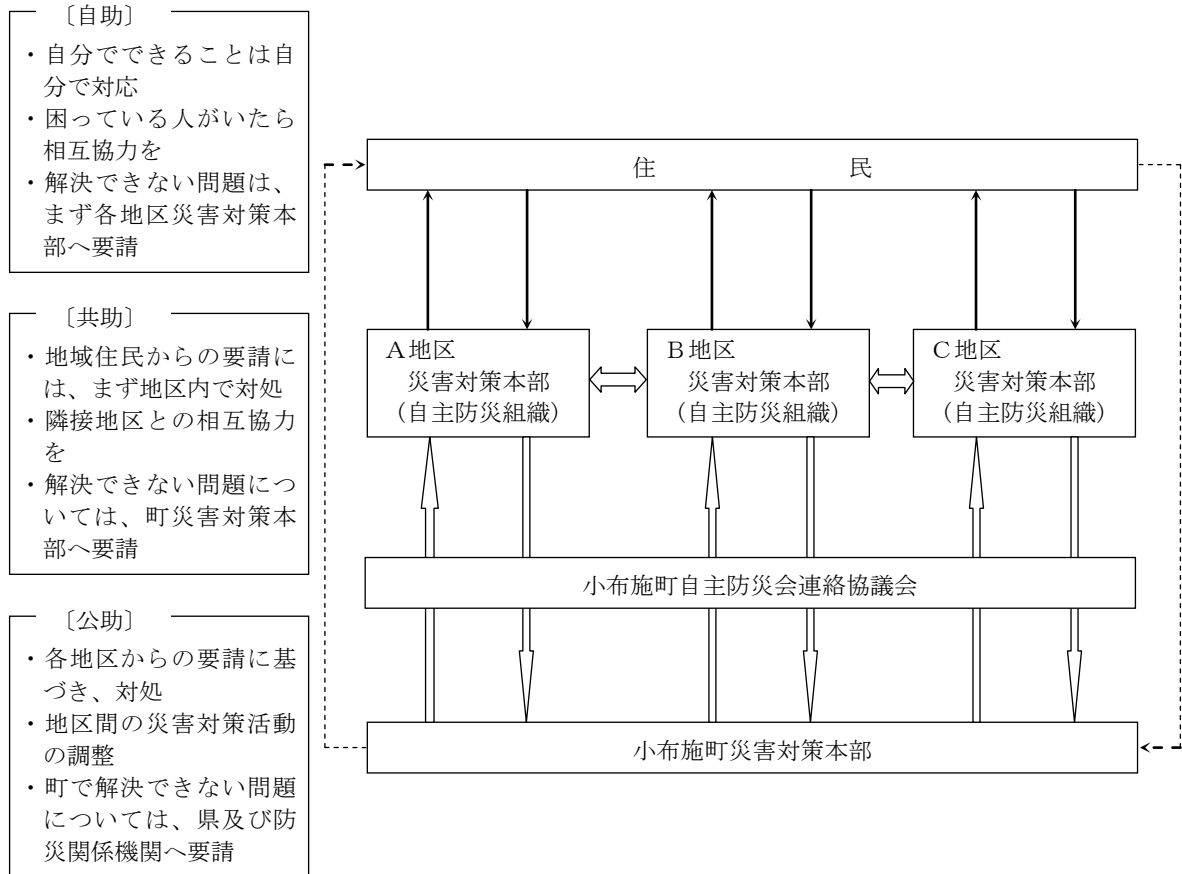
第2 計画の内容

1 「自助」「共助」「公助」による協働（自主防災組織の位置づけ）

災害に対処するためには、「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもと、住民と行政とが一体となって防災対策を推進していかなければならない。

災害時において、それぞれの自主防災組織が「地区災害対策本部」を設置し、隣接地区との相互協力と、町が設置する「小布施町災害対策本部」との連携により、それぞれの地区が主体となった防災活動を展開できるまでにすべく、各組織の地域防災力の向上を期するものである。

災害時における「自助」「共助」「公助」の概念図



2 自主防災組織の育成

地域住民による自主防災組織は全自治会で組織化されており、自主防災会員の意識の醸成を図っていく必要がある。また、事業所等においても自主防災組織の組織化を促進する必要がある。

町は、自主防災組織の育成のため、防災知識の普及活動と併せて組織の活性化を図るため、リーダー研修等を実施するとともに、事業所等に対しても防火管理者を主体とした防災組織の結成を呼びかけるものとする。

3 活動環境の整備

町は、コミュニティ助成事業等を活用し、自主防災組織の資機材の整備を進めていくとともに、自主防災組織が活動する場を確保するため、既存の施設（公会堂等）を活用し、防災活動の拠点としての整備を進める。

4 組織の活性化

災害時に活発に行動ができる自主防災組織にするためには、組織をいかに活性化していくかが課題となる。町は、組織の活性化を図るため、リーダー等に対する教育、研修を実施する必要がある。また、災害対応においては、救助・救援、医療及び消火活動、復旧・復興等の担い手として、多くの女性が活躍しているが、意思決定の場への女性の参画は少ないことから、災害対応における女性が果たす役割が大きいことを認識し、リーダーとしての活躍や女性の意思決定の場への参画を推進する必要がある。

加えて、若者・障がい者・高齢者等の多様な主体が参画した組織づくりも併せて進めていく必要がある。

5 自主防災組織相互の連携

- (1) 町は、地域の自主防災組織間及び事業所等の防災組織・防犯組織等との連携を図るため、協議会等を設置し、相互の連絡応援体制を確立するよう努める。
- (2) 地域の自主防災組織の活動実態を把握し、地域の課題や防災活動の活性化を図り、災害時に機能する組織作りを推進する。
- (3) 町は、自主防災組織と消防団の連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

第36節 企業防災に関する計画

総務課

第1 基本方針

企業は、災害時、従業員の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生など、多岐にわたる企業の果たす役割が求められている。

各企業において、これらの重要性を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、災害時に重要業務を継続できる体制の整備や訓練、事業所の被害軽減方策の検討、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進が必要となる。

また、施設、設備の安全性を確保するため、定期的な点検、検査を実施し、保守、補強などの整備を計画的に推進するものとする。

第2 計画の内容**1 事業継続計画（BCP）等の作成****(1) 町が実施する計画**

ア 企業の事業継続計画（BCP）の策定などの取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に応じられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。

イ 出前講座などの啓発活動や研修により、企業のトップから従業員に至るまでの防災知識の向上、防災意識の高揚を図り、企業の防災力向上の促進を図る。

ウ 中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・防災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

エ 企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行う。

(2) 企業が実施する計画

ア 企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するため事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める。

イ 社屋内外の耐震化・安全化を推進し、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、防災活動の推進に努める。特に食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県、町等との協定の締結や、防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

ウ 組織力を生かした地域活動への参加、防災町民組織との協力など地域社会の安全性向上への貢献に努める。

エ 防災資機材や水、食料等の非常用品の備蓄等、従業員や顧客の安全確保対策安否確認対策に努める。

オ 地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等による被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

カ 要配慮者利用施設の所有者または管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

キ 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

2 防災意識の高揚

町は、企業のトップから一般の会社員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等について検討するなど、企業の防災力向上の促進を図る。

3 防災訓練等への参加

町は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行う。

要配慮者利用施設の所有者または管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

第37節 ボランティア活動の環境整備

総務課、企画財政課、健康福祉課、社会福祉協議会

第1 基本方針

大規模地震が発生した場合、きめ細かな災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、町、県及び防災関係機関だけでは十分に対応できないことが予想される。このため、町は、災害応急対策に対する知識、技術及び意欲をもったボランティア、NPO・NGO及び企業等（以下「ボランティア関係団体」という。）の自発的支援を適切に受入れ、協働による効果的な支援活動を行う必要がある。

また、NPO・ボランティア等が必要なときに、必要なところで、必要な活動を行えるよう、防災関係機関が連携して環境整備を図っていくことが必要である。

第2 計画の内容

1 ボランティアの事前登録

災害時において必要となるボランティア活動の内容は、炊き出し等の救援活動、情報の収集伝達、医療救護活動、要配慮者の介護、物資・資材の輸送配分、障がい者・外国籍住民への情報伝達のための通訳等多種多様である。

こうした多様なボランティア活動が適時適切に行われるよう、町は町社会福祉協議会と連携し、NPO・ボランティア等の所在、活動内容等を事前に把握しておく必要がある。

- (1) 町は町社会福祉協議会と連携し、災害時における多様な被災者のボランティアニーズに対応できるよう、ボランティアの事前登録の推進を図る。
- (2) NPO・ボランティア等の事前登録を、町災害ボランティアセンター（第5編資料編15-3-22）、日本赤十字社長野県支部等において実施する。
- (3) 町は町社会福祉協議会及び日本赤十字社長野県支部が行うボランティアの事前登録の推進について、住民に対する啓発普及を図る等その支援に努める。

2 ボランティア活動の環境整備

災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

- (1) 平常時からNPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、NPO・ボランティア等と協力して、災害時のボランティアとの連携の方法について検討し、速やかに始動できる体制を構築する。
- (2) 防災ボランティアの活動環境として、町・町社会福祉協議会・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者のボランティアニーズ等の情報提供方策について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。
- (3) 町は、町社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれ

き、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、ボランティア活動の環境整備に努める。

- (4) 町は、町社会福祉協議会と平常時から相互に協力し、防災訓練等を通じて、災害ボランティアセンターの設置・運営における連携体制（第5編資料編15-3-22）を整える。

3 ボランティア団体間の連携の強化

災害時においては、広範なボランティア活動が必要となることから、町は、今後災害救援等のボランティア活動についての認識の共有化や各組織の活動分野、能力等の事前把握を行い総合的、効果的な活動が行えるよう、団体間の連携の強化を図っていく。

- (1) 町は町社会福祉協議会と連携し、国内の主要な災害ボランティア団体やボランティア関係団体、中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)と連携し、ボランティアグループ・団体相互間の連携を深めるため連絡協議会等の設置を推進するとともに、災害時を想定した訓練や研修の実施に努める。

4 ボランティアコーディネーターの養成

災害時における被災者のボランティアニーズは、広範かつ多量にわたることが予想される。これらのニーズを的確に満たすためには、ボランティアを適時適切に配置する総合調整が必要であり、町は、こうした調整機能を担うボランティアコーディネーターの養成に努める。

- (1) 町は、県、町社会福祉協議会、日本赤十字社等と協力し、災害ボランティアコーディネーター養成研修の実施や、全国社会福祉協議会が開催するより実践的で高度な養成研修への参加促進を図るなど、ボランティアコーディネーターの養成及び資質向上に努める。
- (2) 災害時、ボランティアコーディネーターは自主防災組織とNPO・ボランティア等との間を調整する役割も求められることが予想されるため、町は、自主防災組織育成の中で、地域のリーダーがコーディネーターの役割も担えるよう養成する。

第38節 震災対策に関する調査研究及び観測

総務課

第1 基本方針

地震による災害は、その災害事象が広範かつ複雑であり、震災対策の推進においては、様々な分野からの調査研究や観測を実施することが必要となる。

第2 計画の内容

1 地震に関する情報の収集

町は、国、県が行う地質の調査、活断層の調査研究、観測施設の設置等に積極的に協力し、町内の地震に関する情報の収集・整理等を推進し、データの蓄積に努める。

2 地震被害想定調査

町は、地域の災害特性や災害危険性を科学的・総合的に把握するため、国・県等が実施した地震被害想定調査の結果を本計画の中に活かすよう努める。

また、その地震被害想定結果を反映した災害予防計画の実施に努める。

第39節 住民及び事業者による地区内の 防災活動の推進

総務課

第1 基本方針

町の一定の地区内の居住者及び事業者が、「自助」・「共助」の精神に基づき、町と連携して、自発的に地区における防災活動を担う例もあることから、これらの自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めるため、各地区の特性に応じて、コミュニティレベルでの防災活動を内容とする「地区防災計画」を本計画に定める。

第2 計画の内容

- (1) 町は、本計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定める。
- (2) 町は、地区居住者の参加の下、地域防災力の充実強化のための具体的な事業に関する計画を定める。
なお、町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。
また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。
- (3) 町内の一定の地域内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行う。